

消防予第388号
平成24年10月19日

各都道府県知事 }
各指定都市市長 } 殿

消防庁次長

消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について

消防法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第262号。以下「改正令」という。）、消防法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年総務省令第91号。以下「改正規則等」という。）及び消防法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係告示の整理に関する告示（平成24年消防庁告示第12号。以下「整理告示」という。）が平成24年10月19日に公布され、消防法の一部を改正する法律（平成24年法律第38号。以下「改正法」という。）に併せて施行されることとなりました。

今回の改正は、消防法（昭和23年法律第186号）の一部改正に伴い、統括防火管理者の資格要件及び責務等を定めるほか、型式適合検定の方法を定める等所要の規定の整備を行ったものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事にあつては、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 統括防火管理者に関する事項

1 統括防火管理者の資格に関する事項

統括防火管理者の資格を有する者は、次に掲げる防火対象物の区分に応じ、それぞれに定める者で、当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限及び知識を有するものとして総務省令で定める要件を満たすものとしたこと。

- (1) 次に掲げる防火対象物 甲種防火管理講習の課程を修了した者、大学若しくは高等専門学校において総務大臣の指定する防災に関する学科若しくは課程を修めて卒業し、かつ、1年以上防火管理の実務経験を有する者、市町村の消防職員で、管理的若しくは監督的な職に1年以上あった者又はその他防火管理者として必要な学識経験を有すると認められるもの（改正令による改正後の消防法施行令（昭和36年

政令第37号。以下「令」という。)第4条第1号関係)

ア 高層建築物(2)アに掲げるものを除く。)

イ 別表第1(6)項ロ及(16)項イに掲げる防火対象物((16)項イに掲げる防火対象物にあつては、(6)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)のうち、地階を除く階数が3以上で、かつ、収容人員が10人以上のもの、別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項イ、ハ及びニ、(9)項イ並びに(16)項イに掲げる防火対象物((16)項イに掲げる防火対象物にあつては、(6)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。)のうち、地階を除く階数が3以上で、かつ、収容人員が30人以上のもの、別表第1(16)項ロに掲げる防火対象物のうち、地階を除く階数が5以上で、かつ、収容人員が50人以上のもの並びに別表第1(16の3)項に掲げる防火対象物(2)イ、ウ及びエに掲げるものを除く。)

ウ 地下街(2)オに掲げるものを除く。)

(2)次に掲げる防火対象物 乙種防火管理講習の課程を修了した者又は(1)に掲げる者(令第4条第2号関係)

ア 高層建築物で、次に掲げるもの

(ア)別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項イ、ハ及びニ、(9)項イ並びに(16)項イに掲げる防火対象物((16)項イに掲げる防火対象物にあつては、(6)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。)で、延べ面積が300平方メートル未満のもの

(イ)別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで、(16)項ロ及び(17)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が500平方メートル未満のもの

イ 別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項イ、ハ及びニ、(9)項イ並びに(16)項イに掲げる防火対象物((16)項イに掲げる防火対象物にあつては、(6)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。)のうち、地階を除く階数が3以上で、かつ、収容人員が30人以上のもので、延べ面積が300平方メートル未満のもの

ウ 別表第1(16)項ロに掲げる防火対象物のうち、地階を除く階数が5以上で、かつ、収容人員が50人以上のもので、延べ面積が500平方メートル未満のもの

エ 別表第1(16の3)項に掲げる防火対象物((6)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。)で、延べ面積が300平方メートル未満のもの

オ 地下街((6)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。)で、延べ面積が300平方メートル未満のもの

2 統括防火管理者の資格を有する者であるための要件に関する事項

1の総務省令で定める要件は、次に掲げるものとしたこと。(改正規則等による改正後の消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)第3条

の3 関係)

- (1) 管理権原者から、それぞれが有する権限のうち、必要な権限を付与されていること。
- (2) 管理権原者から、業務の内容について説明を受けており、かつ、当該内容について十分な知識を有していること。
- (3) 管理権原者から、当該防火対象物の位置、構造及び設備の状況等について説明を受けており、かつ、当該事項について十分な知識を有していること。

3 統括防火管理者の責務に関する事項

- (1) 統括防火管理者は、総務省令で定めるところにより、当該防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画を作成し、所轄消防長又は消防署長に届け出なければならないこととしたこと。（令第4条の2第1項関係）
- (2) 統括防火管理者は、(1)の消防計画に基づいて、消火、通報及び避難の訓練の実施、当該防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理その他当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行わなければならないこととしたこと。（令第4条の2第2項関係）
- (3) 統括防火管理者は、防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行うときは、必要に応じて当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を求め、誠実にその職務を遂行しなければならないこととしたこと。（令第4条の2第3項関係）

4 防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画に関する事項

- (1) 3(1)の総務省令で定めるものとして、次に掲げる事項について、防火対象物の全体についての消防計画を作成し、管理権原者の確認を受けて、所轄消防長等に届け出なければならないこととしたこと。（規則第4条第1項関係）
 - ア 防火対象物における各管理権原者の当該権原の範囲に関すること
 - イ 防火対象物の全体についての防火管理業務の一部が委託されている場合における受託者の氏名、業務の範囲等に関すること
 - ウ 消火、通報及び避難の訓練等の定期的な実施に関すること
 - エ 廊下、階段、避難口等の避難施設の維持管理等に関すること
 - オ 火災、地震等が発生した場合における消火活動等に関すること
 - カ 火災の際の消防隊に対する当該防火対象物の構造等の情報提供等に関すること
 - キ その他必要な事項
- (2) 大規模地震対策特別措置法の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域の統括防火管理者が定める消防計画の内容を規定したこと。（規則第4条第2項関係）
- (3) 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の規定により推進地域として指定された地域の統括防火管理者が定める消防計画の内容を規定したこと。（規則第4条第4項関係）
- (4) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置

法の規定により推進地域として指定された地域の統括防火管理者が定める消防計画の内容を規定したこと。（規則第4条第6項関係）

5 統括防火管理者の選任又は解任の届出に関する事項

法第8条の2第4項の規定による統括防火管理者の選任又は解任の届出は、別記様式第1号の2の2の2の2の届出書によって行うこととしたこと。（規則第4条の2関係）

第二 統括防災管理者に関する事項

1 統括防災管理者の資格に関する事項

統括防災管理者の資格を有する者は、次のいずれかに掲げる者で、当該防災管理対象物の全体についての防災管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限及び知識を有するものとして総務省令で定める要件を満たすものとしたこと。（令第48条の2関係）

- (1) 甲種防火管理者講習の課程を修了した者又は大学若しくは高等専門学校において総務大臣の指定する防災に関する学科若しくは課程を修めて卒業し、かつ、1年以上防火管理の実務経験を有する者で、防災管理に関する講習の課程を修了したもの
- (2) 大学又は高等専門学校において総務大臣の指定する防災に関する学科又は課程を修めて卒業し、かつ、1年以上防火管理の実務経験を有する者で、さらに1年以上防災管理の実務経験を有するもの
- (3) 市町村の消防職員で、管理的又は監督的な職に1年以上あつた者
- (4) その他防災管理者として必要な学識経験を有すると認められるもの

2 統括防災管理者の資格を有する者であるための要件に関する事項

1の総務省令で定める要件は、統括防火管理者の資格を有する者であるための要件に関する規定（規則第3条の3）を準用することとしたこと。（規則第51条の11関係）

3 統括防災管理者の責務に関する事項

- (1) 統括防災管理者は、総務省令で定めるところにより、当該防災管理対象物の全体についての防災管理に係る消防計画を作成し、所轄消防長又は消防署長に届け出なければならないこととしたこと。（令第48条の3第1項関係）
- (2) 統括防災管理者は、(1)の消防計画に基づいて、避難の訓練の実施、当該防災管理対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理その他当該防災管理対象物の全体についての防災管理上必要な業務を行わなければならないこととしたこと。（令第48条の3第2項関係）
- (3) 統括防災管理者は、防災管理対象物の全体についての防災管理上必要な業務を行うときは、必要に応じて当該防災管理対象物の管理について権原を有する者の指示を求め、誠実にその職務を遂行しなければならないこととしたこと。（令第48条の3第3項関係）

4 建築物その他の工作物の全体についての防災管理に係る消防計画に関する事項

3 (1)の総務省令で定めるものとして、建築物その他の工作物の全体についての防災管理に係る消防計画に関する事項は、防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画に関する規定（規則第4条）を準用することとしたこと。（規則第51条の11の2関係）

5 統括防災管理者の選任又は解任の届出に関する事項

法第36条第1項において準用する法第8条の2第4項の規定による統括防災管理者の選任又は解任の届出は、統括防火管理者の選任又は解任の届出に関する規定（規則第4条の2）を準用することとしたこと。（規則第51条の11の3関係）

第三 検定対象機械器具等に関する事項

1 型式適合検定の方法に関する事項

(1) 型式適合検定の方法は、立会い方式による方法としたこと。ただし、消防庁長官が定めるものについては、データ審査方式による方法とすることができることとしたこと。（規則第34条の5第1項関係）

(2) 型式適合検定は、日本消防検定協会又は登録検定機関が指定した日時、場所で行うこととしたこと。（規則第34条の5第2項関係）

2 立会い方式による型式適合検定の方法に関する事項

立会い方式による型式適合検定の方法については、日本工業規格に基づく抜取検査方式等により検査を行うこととしたこと。（規則第34条の6関係）

3 データ審査方式による型式適合検定の方法に関する事項

(1) データ審査方式による型式適合検定を受けようとする者はその旨を申請することとしたこと。（規則第34条の7第1項関係）

(2) データ審査方式による型式適合検定を認める要件は、次に掲げるものとしたこと。（規則第34条の7第2項関係）

ア 直近の立会い方式による型式適合検定において、少なくとも10回以上連続して合格していること。

イ おおむね3ヶ月以内ごとに当該型式に係る型式適合検定が行われていること。

ウ 製造工場、事業所等において、品質を確保する管理体制が確立していること。

(3) データ審査方式による型式適合検定を行う場合には、申請者に対してその旨を通知することとしたこと。（規則第34条の7第3項関係）

(4) データ審査方式による型式適合検定の手続を定めたこと。（規則第34条の7第4項関係）

4 検定対象機械器具等についての試験に係る申請に関する事項

検定対象機械器具等についての試験に係る申請書等について、製造工程概要調書及

び社内における検査体制に係る調書を追加したこと。（規則第35条第4項関係）

5 型式適合検定の申請に関する事項

型式適合検定の申請書について、電磁的方法による場合を追加したこと。（規則第39条関係）

第四 自主表示対象機械器具等に関する事項

1 自主表示対象機械器具等の検査方法及び検査記録に関する事項

(1) 自主表示対象機械器具等の検査方法は、形状等が総務大臣に届け出た設計図書に適合しているかどうかについて、適切な検査設備及び検査方法により確認することとしたこと。（規則第44条第1項関係）

(2) 検査記録に記載すべき事項は、次に掲げるものとしたこと。（規則第44条第3項関係）

ア 自主表示対象機械器具等の種類及び型式

イ 検査に用いた設計図書

ウ 検査の項目、内容及び判定方法

エ 検査を行った年月日及び場所

オ 検査に使用した設備及び測定機器

カ 検査実施者の氏名

キ 検査を行った自主表示対象機械器具等の数量

ク 検査結果

ケ 設計図書、検査設備及び検査方法の変更履歴

(3) 検査記録の保存期間は、検査の日から5年間としたこと。（規則第44条第4項関係）

(4) 電磁的方法により検査記録を作成、保存ができることとし、その場合には必要に応じ電子計算機等を用いて直ちに表示できるようにしなければならないこととしたこと。（規則第44条第5項関係）

第五 規則別記様式に関する事項

1 次の(1)から(4)の規則別記様式を改正したこと。

(1) 別記様式第1号の2（規則第3条、第51条の8関係）

(2) 別記様式第1号の2の2（規則第3条の2、第51条の9関係）

(3) 別記様式第1号2の2の2の3（規則第4条の2の8関係）

(4) 別記様式第7号（規則第39条関係）

2 次の(1)から(3)の規則別記様式を追加したこと。

(1) 別記様式第1号の2の2の2（規則第4条、第51条の11の2関係）

(2) 別記様式第1号の2の2の2の2（規則第4条の2、第51条の11の3関係）

(3) 別記様式第1号の12（規則第39条の7関係）

- 3 次の(1)及び(2)の規則別記様式を削除したこと。
 - (1) 別記様式第14号(規則第51条の8関係)
 - (2) 別記様式第15号(規則第51条の9関係)

第六 施行期日等に関する事項

1 施行期日

(1) 改正令及び整理告示の施行期日

改正令及び整理告示は、平成26年4月1日から施行することとしたこと。ただし、2の一部については平成25年4月1日から施行することとしたこと。(改正令附則第1項及び整理告示附則関係)

(2) 改正規則等の施行期日

改正規則等は、平成25年4月1日から施行することとしたこと。ただし、第一及び第二は、平成26年4月1日から施行することとしたこと。(改正規則等附則関係)

2 その他

関係政令、関係省令及び関係告示について所要の規定の整備を行ったこと。

第七 その他

今回の改正法等の運用については、別途通知する予定であること。

政令第二百六十二号

消防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消防法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第三十八号）の施行に伴い、並びに消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第八条第一項及び第八条の二第一項（これらの規定を同法第三十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「が付与されていることその他」を「及び知識を有するものとして」に改める。

第四条第三項を削り、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

防火管理者は、総務省令で定めるところにより、当該防火対象物についての防火管理に係る消防計画を作成し、所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

2 防火管理者は、前項の消防計画に基づいて、当該防火対象物について消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに

関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わなければならない。

第四条を第三条の二とする。

第四条の二の見出しを「(統括防火管理者を定めなければならない防火対象物)」に改め、同条を第三条の三とし、同条の次に次の二条を加える。

(統括防火管理者の資格)

第四条 法第八条の二第一項の政令で定める資格を有する者は、次の各号に掲げる防火対象物の区分に応じ、当該各号に定める者で、当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限及び知識を有するものとして総務省令で定める要件を満たすものとする。

一 次に掲げる防火対象物 第三条第一項第一号に定める者

イ 法第八条の二第一項に規定する高層建築物(次号イに掲げるものを除く。)

ロ 前条各号に掲げる防火対象物(次号ロ、ハ及びニに掲げるものを除く。)

ハ 法第八条の二第一項に規定する地下街(次号ホに掲げるものを除く。)

二 次に掲げる防火対象物 第三条第一項第二号に定める者

イ 法第八条の二第一項に規定する高層建築物で、次に掲げるもの

(1) 別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項イ、ハ及びニ、(九)項イ並びに(十)項イに掲げる防火対象物（同表(十)項イに掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。）で、延べ面積が三百平方メートル未満のもの

(2) 別表第一(五)項ロ、(七)項、(八)項、(九)項ロ、(十)項から(十二)項まで、(十三)項ロ及び(十四)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が五百平方メートル未満のもの

ロ 前条第二号に掲げる防火対象物で、延べ面積が三百平方メートル未満のもの

ハ 前条第三号に掲げる防火対象物で、延べ面積が五百平方メートル未満のもの

ニ 前条第四号に掲げる防火対象物（別表第一(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。）で、延べ面積が三百平方メートル未満のもの

ホ 法第八条の二第一項に規定する地下街（別表第一(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。）で、延べ面積が三百平方メートル未満のもの

(統括防火管理者の責務)

第四条の二 統括防火管理者は、総務省令で定めるところにより、当該防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画を作成し、所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

2 統括防火管理者は、前項の消防計画に基づいて、消火、通報及び避難の訓練の実施、当該防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理その他当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行わなければならない。

3 統括防火管理者は、防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行うときは、必要に応じて当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を求め、誠実にその職務を遂行しなければならない。

第四十条の見出し並びに同条第一項、第三項及び第四項中「個別検定」を「型式適合検定」に改める。

第四十七条第一項中「この条及び次条において」を削り、「が付与されていることその他」を「及び知識を有するものとして」に改める。

第四十八条第二項を削り、同条第一項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

防災管理者は、総務省令で定めるところにより、当該防災管理対象物についての防災管理に係る消防計画を作成し、所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

2 防災管理者は、前項の消防計画に基づいて、当該防災管理対象物について避難の訓練の実施その他防災管理上必要な業務を行わなければならない。

第四十八条の次に次の二条を加える。

(統括防災管理者の資格)

第四十八条の二 法第三十六条第一項において読み替えて準用する法第八条の二第一項の政令で定める資格を有する者は、第四十七条第一項各号のいずれかに掲げる者で、当該防災管理対象物の全体についての防災管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限及び知識を有するものとして総務省令で定める要件を満たすものとする。

(統括防災管理者の責務)

第四十八条の三 統括防災管理者は、総務省令で定めるところにより、当該防災管理対象物の全体についての防災管理に係る消防計画を作成し、所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

2 統括防災管理者は、前項の消防計画に基づいて、避難の訓練の実施、当該防災管理対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理その他当該防災管理対象物の全体についての防災管理上必要な業務を行わなければならない。

3 統括防災管理者は、防災管理対象物の全体についての防災管理上必要な業務を行うときは、必要に応じて当該防災管理対象物の管理について権原を有する者の指示を求め、誠実にその職務を遂行しなければならない。

第四十九条中「第三十六条第六項」を「第三十六条第七項」に改める。

別表第一中「第四条の二」を「第三条の三、第四条、第四条の二の二」に改める。

別表第三中「個別検定」を「型式適合検定」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第四十条及び別表第三の改正規定並びに次項の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

(総務省組織令の一部改正)

2 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第百五十二条第二項第六号中「個別検定」を「型式適合検定」に改める。

理由

消防法の一部を改正する法律の施行に伴い、統括防火管理者の資格要件及び責務等について定めるほか、所要の規定の整備を行う必要があるからである。

消防法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照表

目次

○ 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）	1
○ 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（附則第二項関係）	10

改 正 案	現 行
<p>（防火管理者の資格）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 共同住宅その他総務省令で定める防火対象物で、管理的又は監督的な地位にある者のいずれもが遠隔の地に勤務していることその他の事由により防火管理上必要な業務を適切に遂行することができないと消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長が認めるものの管理について権原を有する者が、当該防火対象物に係る防火管理者を定める場合における前項の規定の適用については、同項中「防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にあるもの」とあるのは、「防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限及び知識を有するものとして総務省令で定める要件を満たすもの」とする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（防火管理者の責務）</p> <p>第三条の二 防火管理者は、総務省令で定めるところにより、当該防火対象物についての防火管理に係る消防計画を作成し、所轄消</p>	<p>（防火管理者の資格）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 共同住宅その他総務省令で定める防火対象物で、管理的又は監督的な地位にある者のいずれもが遠隔の地に勤務していることその他の事由により防火管理上必要な業務を適切に遂行することができないと消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長が認めるものの管理について権原を有する者が、当該防火対象物に係る防火管理者を定める場合における前項の規定の適用については、同項中「防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にあるもの」とあるのは、「防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限が付与されていることその他総務省令で定める要件を満たすもの」とする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（防火管理者の責務）</p> <p>第四条</p>

防長又は消防署長に届け出なければならない。

2| 防火管理者は、前項の消防計画に基づいて、当該防火対象物について消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わなければならない。

3| 防火管理者は、防火管理上必要な業務を行うときは、必要に応じて当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を求め、誠実にその職務を遂行しなければならない。

4| 防火管理者は、消防の用に供する設備、消防用水若しくは消火活動上必要な施設の点検及び整備又は火気の使用若しくは取扱いに関する監督を行うときは、火元責任者その他の防火管理の業務に従事する者に対し、必要な指示を与えなければならない。

(統括防火管理者を定めなければならない防火対象物)

第三条の三 (略)

(統括防火管理者の資格)

①| 防火管理者は、防火管理上必要な業務を行うときは、必要に応じて当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を求め、誠実にその職務を遂行しなければならない。

2| 防火管理者は、消防の用に供する設備、消防用水若しくは消火活動上必要な施設の点検及び整備又は火気の使用若しくは取扱いに関する監督を行うときは、火元責任者その他の防火管理の業務に従事する者に対し、必要な指示を与えなければならない。

3| 防火管理者は、総務省令で定めるところにより、防火管理に係る消防計画を作成し、これに基づいて消火、通報及び避難の訓練を定期的実施しなければならない。

(共同防火管理を要する防火対象物の指定)

第四条の二 (略)

第四条 法第八条の二第一項の政令で定める資格を有する者は、次の各号に掲げる防火対象物の区分に応じ、当該各号に定める者で、当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限及び知識を有するものとして総務省令で定める要件を満たすものとする。

一 次に掲げる防火対象物 第三条第一項第一号に定める者

イ 法第八条の二第一項に規定する高層建築物（次号イに掲げるものを除く。）

ロ 前条各号に掲げる防火対象物（次号ロ、ハ及びニに掲げるものを除く。）

ハ 法第八条の二第一項に規定する地下街（次号ホに掲げるものを除く。）

二 次に掲げる防火対象物 第三条第一項第二号に定める者

イ 法第八条の二第一項に規定する高層建築物で、次に掲げるもの

(1) 別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項イ、ハ及びニ、(九)項イ並びに(十)項イに掲げる防火対象物（同表(十)項イに掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。）で、延べ面積が三百平方メートル未満のもの

(2) 別表第一(五)項ロ、(七)項、(八)項、(九)項ロ、(十)項から(十二)項まで、(十三)項ロ及び(十四)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が五

百平方メートル未満のもの

ロ 前条第二号に掲げる防火対象物で、延べ面積が三百平方メートル未満のもの

ハ 前条第三号に掲げる防火対象物で、延べ面積が五百平方メートル未満のもの

ニ 前条第四号に掲げる防火対象物（別表第一(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。）で、延べ面積が三百平方メートル未満のもの

ホ 法第八条の二第一項に規定する地下街（別表第一(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。）で、延べ面積が三百平方メートル未満のもの

（統括防火管理者の責務）

第四条の二 統括防火管理者は、総務省令で定めるところにより、当該防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画を作成し、所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

2 統括防火管理者は、前項の消防計画に基づいて、消火、通報及び避難の訓練の実施、当該防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難に必要な施設の管理その他当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行わなければならない。

3 統括防火管理者は、防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行うときは、必要に応じて当該防火対象物の管理につ

いて権原を有する者の指示を求め、誠実にその職務を遂行しなければならぬ。

(検定対象機械器具等についての試験及び型式適合検定の手数料)

第四十条 法第二十一条の十五第一項の規定により納付すべき手数料の額は、別表第三のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる試験及び型式適合検定の手数料の額は、当該試験又は型式適合検定の実施に必要な経費の額を下らない範囲内において総務大臣が定める額とする。

一 (略)

二 新たな技術開発に係る検定対象機械器具等で、総務省令で定めるところにより総務大臣が定める技術上の規格の特例によることとしたものについての試験及び型式適合検定

2 (略)

3 法第二十一条の十一第一項の規定による型式適合検定を受けようとする者(外国において本邦に輸出される検定対象機械器具等の製造又は販売の事業を行う者に限る。)が、当該型式適合検定の申請書に、総務省令で定めるところにより総務大臣が指定する者(外国に住所を有する者に限る。)の行った当該申請に係る検定対象機械器具等の形状等と法第二十一条の四第二項の規定により型式承認を受けた検定対象機械器具等の型式に係る形状等との

(検定対象機械器具等についての試験及び個別検定)の手数料

第四十条 法第二十一条の十五第一項の規定により納付すべき手数料の額は、別表第三のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる試験及び個別検定の手数料の額は、当該試験又は個別検定の実施に必要な経費の額を下らない範囲内において総務大臣が定める額とする。

一 (略)

二 新たな技術開発に係る検定対象機械器具等で、総務省令で定めるところにより総務大臣が定める技術上の規格の特例によることとしたものについての試験及び個別検定

2 (略)

3 法第二十一条の十一第一項の規定による個別検定を受けようとする者(外国において本邦に輸出される検定対象機械器具等の製造又は販売の事業を行う者に限る。)が、当該個別検定の申請書に、総務省令で定めるところにより総務大臣が指定する者(外国に住所を有する者に限る。)の行った当該申請に係る検定対象機械器具等の形状等と法第二十一条の四第二項の規定により型式承認を受けた検定対象機械器具等の型式に係る形状等との

同一性を判定し得る検査結果を記載した書類で総務大臣が適当と認めるものを添付した場合には、第一項の規定にかかわらず、当該型式適合検定を受けようとする者の納付すべき手数料の額は、別表第三に定める額（同項第二号に該当する場合にあつては、同項ただし書の規定により総務大臣が定める額）に三分の一を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）とする。

4 既に納付した手数料は、検定対象機械器具等についての試験又は型式適合検定に着手していない場合のほか、返還しない。

（防災管理者の資格）

第四十七条 法第三十六条第一項において読み替えて準用する法第八条第一項の政令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに掲げる者で、前条の防火対象物（以下

「防災管理対象物」という。）において防災管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にあるもの（総務省令で定める防災管理対象物にあつては、防災管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限及び知識を有するものとして総務省令で定める要件を満たすもの）とする。

一～四 （略）

2 （略）

同一性を判定し得る検査結果を記載した書類で総務大臣が適当と認めるものを添付した場合には、第一項の規定にかかわらず、当該個別検定を受けようとする者の納付すべき手数料の額は、別表第三に定める額（同項第二号に該当する場合にあつては、同項ただし書の規定により総務大臣が定める額）に三分の一を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）とする。

4 既に納付した手数料は、検定対象機械器具等についての試験又は個別検定に着手していない場合のほか、返還しない。

（防災管理者の資格）

第四十七条 法第三十六条第一項において読み替えて準用する法第八条第一項の政令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに掲げる者で、前条の防火対象物（以下この条及び次条において

「防災管理対象物」という。）において防災管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にあるもの（総務省令で定める防災管理対象物にあつては、防災管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限が付与されていることその他総務省令で定める要件を満たすもの）とする。

一～四 （略）

2 （略）

(防災管理者の責務)

第四十八条 防災管理者は、総務省令で定めるところにより、当該防災管理対象物についての防災管理に係る消防計画を作成し、所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

2| 防災管理者は、前項の消防計画に基づいて、当該防災管理対象物について避難の訓練の実施その他防災管理上必要な業務を行わなければならない。

3| (略)

(統括防災管理者の資格)

第四十八条の二 法第三十六条第一項において読み替えて準用する法第八条の二第一項の政令で定める資格を有する者は、第四十七条第一項各号のいずれかに掲げる者で、当該防災管理対象物の全体についての防災管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限及び知識を有するものとして総務省令で定める要件を満たすものとする。

(統括防災管理者の責務)

第四十八条の三 統括防災管理者は、総務省令で定めるところによ

(防災管理者の責務)

第四十八条

① (略)

2| 防災管理者は、総務省令で定めるところにより、防災管理に係る消防計画を作成し、これに基づいて避難の訓練を定期的に実施しなければならない。

り、当該防災管理対象物の全体についての防災管理に係る消防計画を作成し、所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

2| 統括防災管理者は、前項の消防計画に基づいて、避難の訓練の実施、当該防災管理対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理その他当該防災管理対象物の全体についての防災管理上必要な業務を行わなければならない。

3| 統括防災管理者は、防災管理対象物の全体についての防災管理上必要な業務を行うときは、必要に応じて当該防災管理対象物の管理について権原を有する者の指示を求め、誠実にその職務を遂行しなければならない。

(火災以外の災害時における自衛消防組織の業務等)

第四十九条 自衛消防組織に法第三十六条第七項の規定の適用がある場合における第四条の二の八及び第四条の二の九の規定の適用については、第四条の二の八中「防火管理者」とあるのは「防災管理者」と、「において、」とあるのは「において火災に対応するための自衛消防組織の業務に関する事項を、防災管理に係る消防計画において火災以外の災害に対応するための」と、第四条の二の九中「火災の被害」とあるのは「火災その他の災害の被害」とする。

(火災以外の災害時における自衛消防組織の業務等)

第四十九条 自衛消防組織に法第三十六条第六項の規定の適用がある場合における第四条の二の六及び第四条の二の七の規定の適用については、第四条の二の六中「防火管理者」とあるのは「防災管理者」と、「において、」とあるのは「において火災に対応するための自衛消防組織の業務に関する事項を、防災管理に係る消防計画において火災以外の災害に対応するための」と、第四条の二の七中「火災の被害」とあるのは「火災その他の災害の被害」とする。

別表第一（第一条の二―第三条、第三条の三、第四条、第四条の二―第四条の三、第六条、第九条―第十四条、第十九条、第二十一条―第二十九条の三、第三十一条、第三十四条、第三十四条の二、第三十四条の四―第三十六条関係）
表及び備考（略）

別表第三（第三十七条、第四十条関係）

検定対象機械器具等の種別 (略)	試験の手数料の額 (略)	型式適合検定の手数料の額 (略)
---------------------	-----------------	---------------------

備考 検定対象機械器具等の種別の欄中消火器、消防用ホース、結合金具、火災報知設備、受信機、漏電火災警報器及び金属製避難はしごの細分として定める用語並びに試験の手数料の額の欄及び型式適合検定の手数料の額の欄中多信号機能、自動試験機能、遠隔試験機能、蓄積式、アナログ式及び二信号式の使用の意義については、総務大臣が定めるところによる。

別表第一（第一条の二―第三条、第四条の二―第四条の三、第六条、第九条―第十四条、第十九条、第二十一条―第二十九条の三、第三十一条、第三十四条、第三十四条の二、第三十四条の四―第三十六条関係）
表及び備考（略）

別表第三（第三十七条、第四十条関係）

検定対象機械器具等の種別 (略)	試験の手数料の額 (略)	個別検定の手数料の額 (略)
---------------------	-----------------	-------------------

備考 検定対象機械器具等の種別の欄中消火器、消防用ホース、結合金具、火災報知設備、受信機、漏電火災警報器及び金属製避難はしごの細分として定める用語並びに試験の手数料の額の欄及び個別検定の手数料の額の欄中多信号機能、自動試験機能、遠隔試験機能、蓄積式、アナログ式及び二信号式の使用の意義については、総務大臣が定めるところによる。

改正案	現行
<p>（消防大学校） 第二百五十二条 消防庁に、消防大学校を置く。 2 消防大学校は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 五（略） 六 消防法第二十一条の十一第一項の規定により同法第二十一条の二第一項に規定する検定対象機械器具等についての試験又は同条第三項に規定する型式適合検定を行うこと。 七・八（略） 3（略）</p>	<p>（消防大学校） 第二百五十二条 消防庁に、消防大学校を置く。 2 消防大学校は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 五（略） 六 消防法第二十一条の十一第一項の規定により同法第二十一条の二第一項に規定する検定対象機械器具等についての試験又は同条第三項に規定する個別検定を行うこと。 七・八（略） 3（略）</p>

○総務省令第九十一号

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第八条第二項（第三十六条第一項において準用する場合を含む。）
、第八条の二第四項（第三十六条第一項において準用する場合を含む。）
、第二十一条の二第三項、第二十一条の三第二項、第二十一条の七、第二十一条の十六の三第一項及び第三項並びに第二十一条の十六の四並びに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三条第二項、第三条の二第一項及び第二項、第四条、第四条の二第一項、第四十八条、第四十八条の二並びに第四十八条の三第一項の規定に基づき、消防法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十月十九日

総務大臣 樽床 伸二

消防法施行規則等の一部を改正する省令

（消防法施行規則の一部改正）

第一条 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条の二第四項」を「第八条の二第七項」に改める。

第二条の二第二項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 防火管理上必要な業務を行う防火対象物の管理について権原を有する者から、防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限が付与されていること。

第三条第一項中「第四条第三項」を「第三条の二第一項」に改め、同項第一号中「訓練の」の下に「定期的な」を加え、同条第二項中「第二十八条の三第四項第二号ハ」を「第四条第一項第二号、第二十八条の三第四項第二号ハ」に改め、「所在地」の下に「。第四条第一項第二号において同じ。」を加え、同条第六項中「第四条の二第四項」を「第四条第四項」に改め、同条第八項中「第四条の二第六項」を「第四条第六項」に改め、同条第十項中「第四条第三項」を「第三条の二第二項」に改める。

第四条を第三条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（統括防火管理者の資格を有する者であるための要件）

第三条の三 令第四条の総務省令で定める要件は、次の各号に掲げる要件とする。

一 防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行う防火対象物の管理について権原を有する

者から、それぞれが有する権限のうち、当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限が付与されていること。

二 防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行う防火対象物の管理について権原を有する者から、当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務の内容について説明を受けており、かつ、当該内容について十分な知識を有していること。

三 防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行う防火対象物の管理について権原を有する者から、当該防火対象物の位置、構造及び設備の状況その他当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な事項について説明を受けており、かつ、当該事項について十分な知識を有していること。

第四条の二の見出しを「(防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画)」に改め、同条第一項を次のように改める。

統括防火管理者は、令第四条の二第一項の規定により、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、次の各号に掲げる事項について、当該防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画を作成し、当該防火対象物の管理について権原を有する者の確認を受けて、別記様式第一

号の二の二の届出書によりその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。当該防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画を変更するときも、同様とする。

一 防火対象物の管理について権原を有する者の当該権原の範囲に関する事。

二 防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務の一部が当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者（当該防火対象物の部分の関係者及び関係者に雇用されている者を含む。）以外の者に委託されている防火対象物にあつては、当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務の受託者の氏名及び住所並びに当該受託者の行う防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務の範囲及び方法に関する事。

三 防火対象物の全体についての消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練その他防火対象物の全体についての防火管理上必要な訓練の定期的な実施に関する事。

四 廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関する事。

五 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関する事。

六 火災の際の消防隊に対する当該防火対象物の構造その他必要な情報の提供及び消防隊の誘導に関する事。

ること。

七 前各号に掲げるもののほか、防火対象物の全体についての防火管理に関し必要な事項

第四条の二第二項中「を含むものの管理について権原を有する者は、前項第四号の」を「の統括防火管理者は、前項の防火対象物の全体についての」に改め、同条第四項及び第六項中「を含むものの管理について権原を有する者は、第一項第四号の」を「の統括防火管理者は、第一項の防火対象物の全体についての」に改め、同条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（統括防火管理者の選任又は解任の届出）

第四条の二 法第八条の二第四項の規定による統括防火管理者の選任又は解任の届出は、別記様式第一号の二の二の二による届出書によつてしなければならない。

2 前項の届出書には、選任の届出にあつては、統括防火管理者の資格を証する書面を添えなければならない。

第四条の二の四第二項第一号の二中「第四条第一項並びに法第八条の二第二項」を「第三条の二第一項並びに法第八条の二第四項」に改める。

第四条の二の六第一項第一号中「第四条第一項」を「第三条の二第一項」に改め、同項第三号中「第四条の二」を「第三条の三」に改める。

第四条の二の七第三項第二号中「（その管理について権原が分かれている防火対象物にあつては、当該防火対象物の共同防火管理協議会の代表者の氏名）」を削る。

第四条の二の八第二項中「別記様式第一号の二の二の二」を「別記様式第一号の二の二の三」に改める。

第四条の二の九第二項第二号中「（その管理について権原が分かれている防火対象物にあつては、当該防火対象物の共同防火管理協議会の代表者の氏名）」を削る。

第三十四条の四の次に次の三条を加える。

（型式適合検定の方法）

第三十四条の五 法第二十一条の二第三項に規定する型式適合検定の方法は、立会い方式による方法とする。ただし、製造工程における検査の信頼性が確保されているものとして消防庁長官が定めるものについては、データ審査方式による方法とすることができる。

2 型式適合検定は、協会又は登録検定機関の指定した日時に、協会又は登録検定機関の指定した場所において行う。

(立会い方式による型式適合検定の方法)

第三十四条の六 立会い方式による型式適合検定の方法は、協会又は登録検定機関が、前条第二項の規定により指定した場所において、協会又は登録検定機関の職員の立会いの下に、日本工業規格Z9015—1—1による抜取検査方式又はこれに準ずる方法として消防庁長官が認める方法(次条において「型式適合検定抜取検査方式」という。)を用いて、検定対象機械器具等のロットごとに、所要の数を抜き取り、当該検定対象機械器具等が法第二十一条の四第二項の規定に基づく型式承認を受けた型式に適合しているかどうかについて検査を行うものとする。

(データ審査方式による型式適合検定の方法)

第三十四条の七 データ審査方式による型式適合検定を受けようとする者(以下この条において「データ審査方式申請者」という。)は、別記様式第一号の十二の申請書によりその旨を協会又は登録検定機関に申請しなければならない。

2 協会又は登録検定機関は、前項に規定する申請に係る型式が次の各号のいずれにも該当すると認める場合には、当該型式について、データ審査方式による型式適合検定を行うものとする。

一 当該型式が、直近の立会い方式による型式適合検定において、少なくとも十回以上連続して合格していること。

二 おおむね三ヶ月以内ごとに当該型式に係る検定対象機械器具等の型式適合検定が行われていること。

三 当該型式に係る検定対象機械器具等を製造する工場、事業所及びこれらに類する施設において、品質を確保する管理体制が確立していること。

3 協会又は登録検定機関は、前項の規定によりデータ審査方式による型式適合検定を行う場合には、データ審査方式申請者に対し、その旨を通知しなければならない。

4 データ審査方式による型式適合検定は、次の各号に定める手続により行うものとする。

一 データ審査方式申請者は、製造工場等において、型式適合検定抜取検査方式を用いて、検定対象機械器具等のロットごとに、所要の数を抜き取り、当該検定対象機械器具等が法第二十一条の四第二項の規定に基づく型式承認を受けた型式に適合しているかどうかについて検査を行う。

二 データ審査方式申請者は、前号の検査の結果を、速やかに、協会又は登録検定機関に報告する。

三 協会又は登録検定機関は、前号の規定により報告された検査の結果を確認し、当該検査に係る審査結果を、速やかに、データ審査方式申請者に通知しなければならない。

第三十五条第四項に次の二号を加える。

五 製造工程概要調書（検定対象機械器具等の製造過程の概要を記載したもの）の一部

六 検定対象機械器具等の技術上の規格に関する社内における検査体制に係る調書一部

第三十九条の見出しを「（型式適合検定の申請書）」に改め、同条第一項中「個別検定」を「型式適合検定」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該申請が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて協会又は登録検定機関が定めるものをいう。）により行われる場合にあつては、この限りでない。

第三十九条第二項を削る。

第三十九条の二第一項中「個別検定」を「型式適合検定」に改める。

第四十四条の見出しを「（検査の方法等）」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第二十一条の十六の三第一項の規定による検査の方法は、製造又は輸入された自主表示対象機械器具等の形状、構造、材質、成分及び性能（以下この条において「形状等」という。）が法第二十一条の十六の四第一項の規定により届け出られた自主表示対象機械器具等の形状等及び法第二十一条の十六の三第一項の表示を付す位置を記載した設計図書（以下この条において「設計図書」という。）に適合しているかどうかについて、適切な検査設備及び検査方法により確認するものとする。

第四十四条に次の三項を加える。

3 法第二十一条の十六の三第三項の規定により、自主表示対象機械器具等の製造又は輸入を業とする者が検査記録に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 自主表示対象機械器具等の種類及び型式
- 二 検査に用いた設計図書
- 三 検査の項目、内容及び判定方法

- 四 検査を行った年月日及び場所
- 五 検査に使用した設備及び測定機器
- 六 検査を実施した者の氏名
- 七 検査を行った自主表示対象機械器具等の数量
- 八 検査の結果
- 九 第一項の設計図書、検査設備又は検査方法を変更した場合は、その変更履歴
- 四 法第二十一条の十六の三第三項の規定により検査記録を保存しなければならない期間は、検査の日から五年とする。
- 五 第三項に規定する検査記録は、同項各号に掲げる事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他
の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下、この項において同じ。）により記録す
ることにより作成し、保存することができる。なお、電磁的方法により同項の検査記録を保存する場合
には、同項の検査記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができよ
うにしておかなければならない。

第四十四条の二第一項中「別記様式第九号」を「型式ごとに別記様式第九号」に改め、同条第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 表示を付そうとする自主表示対象機械器具等が法第二十一条の十六の三第一項に規定する総務省令で定める当該自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した書類

第四十四条の七第二号中「個別検定を第三十六条及び第三十九条第二項」を「型式適合検定を第三十四条の五から第三十四条の七まで及び第三十六条」に改める。

第五十一条の八第一項中「第四十八条第二項」を「第四十八条第一項」に、「別記様式第十四号」を「別記様式第一号の二」に改め、同項第一号ホ中「訓練の」の下に「定期的な」を加え、同条第二項中「とあるのは「防災管理上」と」の下に「、「防火対象物」とあるのは「建築物その他の工作物」と」を加え、「第二十八条の三第四項第二号ハ」を「第四条第一項第二号、第二十八条の三第四項第二号ハ」に、「同条第三項中「防火管理者」とあるのは」を「、「所在地。第四条第一項第二号において同じ。」とあるのは「所在地」と、同条第三項中「防火対象物」とあるのは「建築物その他の工作物」と、「防火管理者」とあるのは」に改め、「、「第一項の」とあるのは「防災管理に係る」と」を削り、「とあるのは「

令第四十六条」との下に、「防火対象物」とあるのは「建築物その他の工作物」とを加える。

第五十一条の九中「第四条の規定」を「第三条の二の規定」に改め、同条後段を削る。

第五十一条の十一の見出しを「（建築物その他の工作物の全体についての防災管理に係る消防計画）」に改め、同条中「第四条の二の規定」を「第四条の規定」に、「法第三十六条第一項において準用する法第八条の二第一項の総務省令で定める事項」を「建築物その他の工作物の全体についての防災管理に係る消防計画の作成又は変更」に、「第四条の二第一項第一号及び第二号中「共同防火管理協議会」とあるのは「共同防災管理協議会」と、同項第三号中「防火管理者」とあるのは「防災管理者」と、「防火管理上」とあるのは「防災管理上」と、同項第四号中「消火、通報、避難の訓練」とあるのは「避難の訓練」と、「防火管理上」とあるのは「防災管理上」と、同項第五号を「第四条第一項柱書き中「統括防火管理者」とあるのは「統括防災管理者」と、「防火対象物の位置」とあるのは「建築物その他の工作物の管理」と、同項第一号、第二号、第六号及び第七号中「防火対象物」とあるのは「建築物その他の工作物」と、同項第二号及び第三号中「防火管理上」とあるのは「防災管理上」と、同項第三号中「消火、通報及び避難の訓練その他防火対象物」と

あるのは「避難の訓練その他建築物その他の工作物」と、同項第四号」に、「同項第六号」を「同項第五号」に、「同項第七号」を「同項第六号」に、「同項第八号中「共同防火管理」とあるのは「共同防災管理」と」を「同項第七号中「防火管理」とあるのは「防災管理」と」に、「第六項中「第八条の二第一項」とあるのは「第三十六条第一項」と」を「第六項中「第八条の二第一項に規定する防火対象物」とあるのは「第三十六条第一項に規定する建築物その他の工作物」と、「統括防火管理者」とあるのは「統括防災管理者」と」に改め、同条を第五十一条の十一の二とし、第五十一条の十の次に次の一条を加える。

（統括防災管理者の資格を有する者であるための要件）

第五十一条の十一 第三条の三の規定は、令第四十八条の二の総務省令で定める要件について準用する。

この場合において、第三条の三中「防火対象物」とあるのは「建築物その他の工作物」と、「防火管理上」とあるのは「防災管理上」と読み替えるものとする。

第五十一条の十一の二の次に次の一条を加える。

（統括防災管理者の選任又は解任の届出）

第五十一条の十一の三 第四条の二の規定は、法第三十六条第一項において準用する法第八条の二第四項

の規定による統括防災管理者の選任又は解任の届出について準用する。

第五十一条の十二第二項第二号中「第四条第一項」を「第三条の二第一項」に、「第八条の二第二項」を「第八条の二第四項」に改める。

第五十一条の十四第一号中「第四条第一項」を「第三条の二第一項」に改める。

第五十一条の十五中「第四条の二の七第一項第一号中」を「第四条の二の七第一項及び第二項中「防火対象物」とあるのは「建築物その他の工作物」と、同条第一項柱書き中「同条第一項」とあるのは「法第三十六条第一項」と、同項第一号中」に、「同条第三項第二号中「共同防火管理協議会」とあるのは「共同防災管理協議会」と」を「同条第三項第二号中「法第八条の二の二第一項の権原を有する者の氏名」とあるのは「法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の二第一項の権原を有する者の氏名」と」に改める。

第五十一条の十七中「同条第二項第二号中「共同防火管理協議会」とあるのは「共同防災管理協議会」と」を「、「防火対象物」とあるのは「建築物その他の工作物」と、同条第二項第一号中「法第八条の二の三第四項第一号」とあるのは「法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第四項第一号

」と、同項第二号中「法第八条の二の三第一項の権原を有する者の氏名」とあるのは「法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第一項の権原を有する者の氏名」とに改める。

第五十一条の十八中「第三十六条第三項」を「第三十六条第四項」に改め、同条第三項第二号中「（その管理について権原が分かれている建築物その他の工作物にあつては、当該建築物その他の工作物の共同防火管理協議会の代表者及び共同防災管理協議会の代表者の氏名）」を削る。

第五十一条の十九中「第三十六条第四項」を「第三十六条第五項」に改め、同条第二項第二号中「（その管理について権原が分かれている建築物その他の工作物にあつては、当該建築物その他の工作物の共同防火管理協議会の代表者及び共同防災管理協議会の代表者の氏名）」を削る。

別記様式第一号の二を次のように改める。

消防計画作成（変更）届出書

年 月 日	
消防長（消防署長）（市町村長）殿 防火 防災 管理者 住 所 _____ 氏 名 _____ (印) 管理権原者 住 所 _____ (法人の場合は、名称及び代表者氏名) 氏 名 _____ (印)	
別添のとおり、防火 防災 管理に係る消防計画作成（変更）したので届け出ます。	
防火対象物 又は _____ の所在地 建築物その他の工作物	
防火対象物 又は _____ の名称 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の名称)	
防火対象物 又は _____ の用途 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の用途)	令別表第1 () 項
その他必要な事項 (変更の場合は、主要な変更事項)	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 「防火
 防災」の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。

別記様式第一号の二の二を次のように改める。

別記様式第1号の2の2（第3条の2、第51条の9関係）

防火
防災
管理者選任（解任）届出書

年 月 日

消防長（消防署長）（市町村長）殿

届出者
住 所 _____
(法人の場合は、名称及び代表者氏名)

氏 名 _____ ⑩

下記のとおり、防火
防災 管理者を選任（解任）したので届け出ます。

記

防火対象物 又は 建築物その他の工作物	所在地					
	名称	電話（ ）				
	用途	令別表第1	（ ）項	收容人員		
	種 別	<input type="checkbox"/> 甲種	<input type="checkbox"/> 乙種	管理権原	<input type="checkbox"/> 単一権原	<input type="checkbox"/> 複数権原
	区 分	名 称		用 途	收容人員	
	※令第2条を適用するもの					
	※令第3条第3項を適用するもの					

防火・防災管理者 選任 解任	フリガナ 氏名・生年月日		年 月 日生				
	住 所						
	選 任 年 月 日		年 月 日				
	職 務 上 の 地 位						
	資 格	講 習	種 別	<input type="checkbox"/> 甲種（ <input type="checkbox"/> 新規講習 <input type="checkbox"/> 再講習）		<input type="checkbox"/> 乙種	
			講 習 機 関				
			修了年月日	年 月 日		年 月 日	
	そ の 他	令第3条第1項第 号（ ）		令第47条第1項第 号（ ）			
		規則第2条第 号（ ）		規則第51条の5第 号（ ）			
	解 任	氏 名					
解 任 年 月 日		年 月 日					
解 任 理 由							

そ の 他 必 要 事 項	
※※ 受 付 欄	※※ 経 過 欄

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 「防火
防災」の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。
 - ※印の欄は、消防法施行令第2条を適用するものにあつては同一敷地内にある同令第1条の2の防火対象物ごとに、同令第3条第3項を適用するものにあつては管理権原に属する部分ごとに記入すること。
 - 消防法施行令第1条の2第3項第2号及び第3号の防火対象物にあつてはその他必要な事項の欄に工事が完了した際の防火対象物の規模を記入すること。
 - 消防法施行令第3条第2項又は同令第47条括弧書を適用するものにあつてはその他必要な事項の欄に管理的又は監督的な地位にある者のいずれもが防火及び防災管理に必要な業務を適切に遂行することができない理由を記入すること。
 - 印のある欄については、該当の□印にレを付けること。
 - ※※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第一号の二の二の二を別記様式第一号の二の二の三とし、別記様式第一号の二の二の次に次の二様式を加える。

全体についての消防計画作成（変更）届出書

年 月 日	
消防長（消防署長）（市町村長）殿 統括 防火 管理者 防災	
住所 _____	
氏 名 _____ (印)	
管理権原者	
住所 _____	
(法人の場合は、名称及び代表者氏名)	
氏 名 _____ (印)	
別添のとおり、全体についての 防火 防災 管理に係る消防計画作成（変更）した ので届け出ます。	
防火対象物 又は _____ の所在地 建築物その他の工作物	
防火対象物 又は _____ の名称 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の名称)	
防火対象物 又は _____ の用途 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の用途)	令別表第1 () 項
その他必要な事項 (変更の場合は、主要な変更事項)	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 「防火 防災」の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。

別記様式第1号の2の2の2の2（第4条の2、第51条の11の3関係）

防火
統括 防災 管理者選任（解任）届出書

年 月 日		消防長（消防署長）（市町村長）殿			
届出者		住所 _____			
		(法人の場合は、名称及び代表者氏名)			
		氏名 _____ ④			
下記のとおり、統括		防火 防災	管理者を選任（解任）したので届け出ます。		
記					
防火 対 象 物	建 築 物 又 は そ の 他 の 工 作 物	所在地			
		名称	電話 ()		
		用途	令別表第1 ()項		
		種別	<input type="checkbox"/> 甲種 <input type="checkbox"/> 乙種 収容人員		
統 括 防 火 ・ 防 災 管 理 者	選 任	フリガナ 氏名 ・ 生年月日		年 月 日生	
		住所			
		選任年月日		年 月 日	
		資 格	講 習	種別	<input type="checkbox"/> 甲種 <input type="checkbox"/> 乙種 <input type="checkbox"/> 防災管理に関する講習
				講習機関	
				修了年月日	年 月 日 年 月 日
		格	その他		<input type="checkbox"/> 令第3条第1項第号 () <input type="checkbox"/> 令第47条第1項第号 ()
					<input type="checkbox"/> 規則第2条第号 () <input type="checkbox"/> 規則第51条の5第号 ()
		解 任 者	氏名		
			解任年月日		年 月 日
解任理由					
その他必要事項					
※ 受付欄		※ 経過欄			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「防火
防災」の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。
- 3 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第一号の十一の次に次の様式を加える。

データ審査方式申請書

年 月 日

日本消防検定協会 殿
（登録検定機関）

申請者

住 所

氏 名

（ 法人の場合は、名
称及び代表者氏名 ） ㊞

電話番号

下記について、データ審査方式を申請します。

記

種 別	
型 式	
型 式 番 号	
検 査 実 施 場 所	
備 考	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第七号を次のように改める。

型式適合検定申請書

年 月 日

日本消防検定協会 殿
（登録検定機関）

申請者

住 所

氏 名

（ 法人の場合は、名称及び代表者氏名 ）

印

電話番号

下記について、型式適合検定を申請します。

記

種別		型式		型式番号	
申請数量		受検物 製造番号	No.	~No.	
受検希望年月日					
受検希望場所					
型式適合検定方式					
手数料	単価	円	合計		円
備考					

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第十四号及び別記様式第十五号を削る。

(日本消防検定協会の業務方法書に記載すべき事項を定める省令の一部改正)

第二条 日本消防検定協会の業務方法書に記載すべき事項を定める省令(昭和三十八年自治省令第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二号中「個別検定」を「型式適合検定」に改め、第六号中「消防の用に供する機械器具等の鑑定」を「依頼に応じ、消防の用に供する機械器具等に関する評価」に改める。

(日本消防検定協会の財務及び会計に関する省令の一部改正)

第三条 日本消防検定協会の財務及び会計に関する省令(昭和三十八年自治省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「個別検定」を「型式適合検定」に改め、同条第五号中「消防の用に供する機械器具等の鑑定」を「依頼に応じ、消防の用に供する機械器具等に関する評価」に改める。

(総務省組織規則の一部改正)

第四条 総務省組織規則(平成十三年総務省令第一号)の一部を次のように改正する。

第三百三十二条第四号及び第三百三十七条第二号中「個別検定」を「型式適合検定」に改める。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第五条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の項中「第四条の二の四第三項、第四条の二の八第七項」を「第四条の二の四第三項（第五十一条の十二第二項で準用する場合を含む。）、第四条の二の八第七項（第五十一条の十六第二項で準用する場合を含む。）」に、「並びに第四十四条の十二」を「、第四十四条の十二、第五十一条の八第一項並びに第五十一条の九」に改める。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第六条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の項中「第三十四条の二の三」の下に「、第三十四条の七」を加え、「第三十九条第一項」を「第三十九条」に改める。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第七条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)の項中「第三条第一項、第四条」を「第三条第一項、第三条の二、第四条第一項、第四条の二」に、「並びに第五十一条の九」を「、第五十一条の九、第五十一条の十一の二並びに第五十一条の十一の三」に改める。

附 則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条の規定 公布の日

二 第一条中消防法施行規則第一条、第二条の二及び第三条の改正規定、同令第四条を第三条の二とし、

同条の次に一条を加える改正規定、同令第四条の二の改正規定、同条を第四条とし、同条の次に一条を加える改正規定、同令第四条の二の四及び第四条の二の六から第四条の二の九までの改正規定、同令第

五十一条の八、第五十一条の九及び第五十一条の十一の改正規定、同条を同令第五十一条の十一の二とする改正規定、同令第五十一条の十の次に一条を加える改正規定、同令第五十一条の十一の二の次に一条を加える改正規定並びに同令第五十一条の十二、第五十一条の十四、第五十一条の十五及び第五十一条の十七から第五十一条の十九までの改正規定並びに第七条の規定 平成二十六年四月一日

消防法施行規則等の一部を改正する省令案 新旧対照表

目次

○ 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）（第一条関係）	1
○ 日本消防検定協会の業務方法書に記載すべき事項を定める省令（昭和三十八年自治省令第二十七号）（第二条関係）	33
○ 日本消防検定協会の財務及び会計に関する省令（昭和三十八年自治省令第二十八号）（第三条関係）	34
○ 総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）（第四条関係）	35
○ 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）（第五条関係）	36
○ 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）（第六条関係）	38
○ 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）（第七条関係）	40

改 正 案	現 行
<p>（措置命令等を発した場合における公示の方法）</p> <p>第一条 消防法（昭和二十三年法律第八十六号。以下「法」という。）<u>第五条第三項（法第五条の二第二項、法第五条の三第五項、法第八条第五項（法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）、法第八条の二第七項（法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）、法第八条の二の五第四項又は法第十七条の四第三項において準用する場合を含む。）</u>の規定により総務省令で定める方法は、公報への掲載その他市町村長が定める方法とする。</p> <p>（防火管理上必要な業務を適切に遂行することができない場合における防火管理者の資格）</p> <p>第二条の二 令第三条第二項の総務省令で定める防火対象物は、次の各号に掲げる防火対象物とする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>2 令第三条第二項の総務省令で定める要件は、次の各号に掲げる要件とする。</p> <p>一 防火管理上必要な業務を行う防火対象物の管理について権原</p>	<p>（措置命令等を発した場合における公示の方法）</p> <p>第一条 消防法（昭和二十三年法律第八十六号。以下「法」という。）<u>第五条第三項（法第五条の二第二項、法第五条の三第五項、法第八条第五項（法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）、法第八条の二第四項（法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）、法第八条の二の五第四項又は法第十七条の四第三項において準用する場合を含む。）</u>の規定により総務省令で定める方法は、公報への掲載その他市町村長が定める方法とする。</p> <p>（防火管理上必要な業務を適切に遂行することができない場合における防火管理者の資格）</p> <p>第二条の二 令第三条第二項の総務省令で定める防火対象物は、次の各号に掲げる防火対象物とする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>2 令第三条第二項の総務省令で定める要件は、次の各号に掲げる要件とする。</p>

を有する者から、防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限が付与されていること。

二 防火管理上必要な業務を行う防火対象物の管理について権原を有する者から、防火管理上必要な業務の内容を明らかにした文書を交付されており、かつ、当該内容について十分な知識を有していること。

三 防火管理上必要な業務を行う防火対象物の管理について権原を有する者から、当該防火対象物の位置、構造及び設備の状況その他防火管理上必要な事項について説明を受けており、かつ、当該事項について十分な知識を有していること。

(防火管理に係る消防計画)

第三条 防火管理者は、令第三条の二第一項の規定により、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、次の各号に掲げる区分に従い、おおむね次の各号に掲げる事項について、当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を受けて防火管理に係る消防計画を作成し、別記様式第一号の二の届出書によりその旨を所轄消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長に届け出なければならぬ。防火管理に係る消防計画を変更するときも、同様とする。

一 令第一条の二第三項第一号に掲げる防火対象物及び同項第二

一 防火管理上必要な業務を行う防火対象物の管理について権原を有する者から、防火管理上必要な業務の内容を明らかにした文書を交付されており、かつ、当該内容について十分な知識を有していること。

二 防火管理上必要な業務を行う防火対象物の管理について権原を有する者から、当該防火対象物の位置、構造及び設備の状況その他防火管理上必要な事項について説明を受けており、かつ、当該事項について十分な知識を有していること。

(防火管理に係る消防計画)

第三条 防火管理者は、令第四条第三項の規定により、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、次の各号に掲げる区分に従い、おおむね次の各号に掲げる事項について、当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を受けて防火管理に係る消防計画を作成し、別記様式第一号の二の届出書によりその旨を所轄消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長に届け出なければならぬ。防火管理に係る消防計画を変更するときも、同様とする。

一 令第一条の二第三項第一号に掲げる防火対象物及び同項第二

号に掲げる防火対象物（仮使用の承認を受けたもの又はその部分に限る。）

イスト（略）

チ 消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の定期的な実施に関すること。

リズ（略）

二（略）

2 防火管理上必要な業務の一部が当該防火対象物の関係者（所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）及び関係者に雇用されている者（当該防火対象物で勤務している者に限る。第四條第一項第二号、第二十八條の三第四項第二号ハ及び第二十九條第二号において同じ。）以外の者に委託されている防火対象物にあつては、当該防火対象物の防火管理者は、前項の消防計画に、当該防火管理上必要な業務（法第十七條の三の三の規定による消防用設備等又は特殊消防用設備等についての点検を除く。以下この項において同じ。）の受託者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地。第四條第一項第二号において同じ。）並びに当該受託者の行う防火管理上必要な業務の範囲及び方法を定めなければならない。

3～5（略）

6 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第三條第一項の規定により東南

号に掲げる防火対象物（仮使用の承認を受けたもの又はその部分に限る。）

イスト（略）

チ 消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の実施に関すること。

リズ（略）

二（略）

2 防火管理上必要な業務の一部が当該防火対象物の関係者（所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）及び関係者に雇用されている者（当該防火対象物で勤務している者に限る。第二十八條の三第四項第二号ハ及び第二十九條第二号において同じ。）以外の者に委託されている防火対象物にあつては、当該防火対象物の防火管理者は、前項の消防計画に、当該防火管理上必要な業務（法第十七條の三の三の規定による消防用設備等又は特殊消防用設備等についての点検を除く。以下この項において同じ。）の受託者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該受託者の行う防火管理上必要な業務の範囲及び方法を定めなければならない。

3～5（略）

6 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第三條第一項の規定により東南

海・南海地震防災対策推進地域として指定された地域（次項及び第四条第四項）において「推進地域」という。）に所在する令第一条の二第三項第一号に規定する防火対象物のうち、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第三条第一号、第二号、第十三号、第十四号及び第二十四号に規定する施設（同法第六条第一項に規定する者が管理するものを除き、同法第二条第一項に規定する東南海・南海地震（以下「東南海・南海地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する東南海・南海地震防災対策推進基本計画で定める者が管理するものに限る。）の防火管理者は、第一項の消防計画に次に掲げる事項を定めなければならない。

一～三（略）

7（略）

8 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域（次項及び第四条第六項）において「推進地域」という。）に所在する令第一条の二第三項第一号に規定する防火対象物のうち、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）第三条第一号、第二号、第十三号、第十

海・南海地震防災対策推進地域として指定された地域（次項及び第四条の二第四項において「推進地域」という。）に所在する令第一条の二第三項第一号に規定する防火対象物のうち、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第三条第一号、第二号、第十三号、第十四号及び第二十四号に規定する施設（同法第六条第一項に規定する者が管理するものを除き、同法第二条第一項に規定する東南海・南海地震（以下「東南海・南海地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する東南海・南海地震防災対策推進基本計画で定める者が管理するものに限る。）の防火管理者は、第一項の消防計画に次に掲げる事項を定めなければならない。

一～三（略）

7（略）

8 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域（次項及び第四条の二第六項において「推進地域」という。）に所在する令第一条の二第三項第一号に規定する防火対象物のうち、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）第三条第一号、第二号、第十三号、第十

四号及び第二十四号に規定する施設（同法第六条第一項に規定する者が管理するものを除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者が管理するものに限る。）の防火管理者は、第一項の消防計画に次に掲げる事項を定めなければならない。

一～三（略）

9（略）

10 令別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イ、(十)項イ又は(十一)項に掲げる防火対象物の防火管理者は、令第三条の二第二項の消火訓練及び避難訓練を年二回以上実施しなければならない。

11（略）

（防火管理者の選任又は解任の届出）

第三条の二 法第八条第二項の規定による防火管理者の選任又は解任の届出は、別記様式第一号の二の二による届出書によつてしなければならない。

2（略）

四号及び第二十四号に規定する施設（同法第六条第一項に規定する者が管理するものを除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者が管理するものに限る。）の防火管理者は、第一項の消防計画に次に掲げる事項を定めなければならない。

一～三（略）

9（略）

10 令別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イ、(十)項イ又は(十一)項に掲げる防火対象物の防火管理者は、令第四条第三項の消火訓練及び避難訓練を年二回以上実施しなければならない。

11（略）

（防火管理者の選任又は解任の届出）

第四条 法第八条第二項の規定による防火管理者の選任又は解任の届出は、別記様式第一号の二の二による届出書によつてしなければならない。

2（略）

(統括防火管理者の資格を有する者であるための要件)

第三条の三 令第四条の総務省令で定める要件は、次の各号に掲げる要件とする。

一 防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行う防火対象物の管理について権原を有する者から、それぞれが有する権限のうち、当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限が付与されていること。

二 防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行う防火対象物の管理について権原を有する者から、当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務の内容について説明を受けており、かつ、当該内容について十分な知識を有していること。

三 防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行う防火対象物の管理について権原を有する者から、当該防火対象物の位置、構造及び設備の状況その他当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な事項について説明を受けており、かつ、当該事項について十分な知識を有していること。

(防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画)

第四条 統括防火管理者は、令第四条の二第一項の規定により、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に

(共同防火管理の協議をすべき事項)

第四条の二 法第八条の二第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

応じ、次の各号に掲げる事項について、当該防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画を作成し、当該防火対象物の管理について権原を有する者の確認を受けて、別記様式第一号の二の二の二の届出書によりその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならぬ。当該防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画を変更するときも、同様とする。

一 防火対象物の管理について権原を有する者の当該権原の範囲に関すること。

二 防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務の一部が当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者（当該防火対象物の部分の関係者及び関係者に雇用されている者を含む。）以外の者に委託されている防火対象物にあつては、当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務の受託者の氏名及び住所並びに当該受託者の行う防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務の範囲及び方法に関すること。

三 防火対象物の全体についての消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練その他防火対象物の全体についての防火管理上必要な訓練の定期的な実施に関すること。

四 廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること。

五 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

一 防火対象物の管理について権原を有する者により組織する共同防火管理協議会の設置及び運用に関すること。

二 前号の共同防火管理協議会の代表者（防火対象物の所有者その他の当該防火対象物の管理について権原を有する者のうち主要な者で、共同防火管理協議会を代表するものをいう。第四条の二の七第三項第二号、第四条の二の九第二項第二号、第五十一条の十八第三項第二号及び第五十一条の十九第二項第二号において同じ。）の選任に関すること。

三 統括防火管理者（当該防火対象物の防火管理者となるべき資格を有する者のうち、当該防火対象物全体にわたる防火管理上必要な業務を統括する者をいう。以下同じ。）の選任及び当該統括防火管理者に付与すべき防火管理上必要な権限に関すること。

四 防火対象物全体にわたる消防計画の作成並びにその計画に基づく消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の実施に関すること。

五 避難通路、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること。

六 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

七 火災の際の消防隊に対する当該防火対象物の構造その他必要な情報の提供及び消防隊の誘導に関すること。

六 火災の際の消防隊に対する当該防火対象物の構造その他必要な情報の提供及び消防隊の誘導に関すること。

七 前各号に掲げるもののほか、防火対象物の全体についての防火管理に關し必要な事項

2 強化地域に所在する法第八条の二第一項に規定する防火対象物のうち、大規模地震対策特別措置法施行令第四条第一号、第二号、第十三号、第十四号及び第二十三号に規定する施設（大規模地震対策特別措置法第六条第一項に規定する者が管理するものを除く。）の統括防火管理者は、前項の防火対象物の全体についての消防計画に第三条第四項各号に掲げる事項を定めなければならない。

3 (略)

4 推進地域に所在する法第八条の二第一項に規定する防火対象物のうち、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に關する特別措置法施行令第三条第一号、第二号、第十三号、第十四号及び第二十四号に規定する施設（東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に關する特別措置法第六条第一項に規定する者が管理するものを除き、東南海・南海地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する東南海・南海地震防災対策推進基本計画で定める者が管理するものに限る。）の統括防火管理者は、第一項の防火対象物の全体についての消防計画に第三条第六項各号に掲げる事項を定めなければならない。

八 前各号に掲げるもののほか、共同防火管理に關し必要な事項

2 強化地域に所在する法第八条の二第一項に規定する防火対象物のうち、大規模地震対策特別措置法施行令第四条第一号、第二号、第十三号、第十四号及び第二十三号に規定する施設（大規模地震対策特別措置法第六条第一項に規定する者が管理するものを除く。）を含むものの管理について権原を有する者は、前項第四号の消防計画に第三条第四項各号に掲げる事項を定めなければならない。

3 (略)

4 推進地域に所在する法第八条の二第一項に規定する防火対象物のうち、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に關する特別措置法施行令第三条第一号、第二号、第十三号、第十四号及び第二十四号に規定する施設（東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に關する特別措置法第六条第一項に規定する者が管理するものを除き、東南海・南海地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する東南海・南海地震防災対策推進基本計画で定める者が管理するものに限る。）を含むものの管理について権原を有する者は、第一項第四号の消防計画に第三条第六項各号に掲げる事項を定めなければならない。

らない。

5 (略)

6 推進地域に所在する法第八条の二第一項に規定する防火対象物のうち、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第三条第一号、第二号、第十三号、第十四号及び第二十四号に規定する施設（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第六条第一項に規定する者が管理するものを除き、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者が管理するものに限る。）の統括防火管理者は、第一項の防火対象物の全体についての消防計画に第三条第八項各号に掲げる事項を定めなければならぬ。

7 (略)

(統括防火管理者の選任又は解任の届出)

第四条の二 法第八条の二第四項の規定による統括防火管理者の選任又は解任の届出は、別記様式第一号の二の二の二による届出書によつてしなければならない。

2 前項の届出書には、選任の届出にあつては、統括防火管理者の資格を証する書面を添えなければならない。

らない。

5 (略)

6 推進地域に所在する法第八条の二第一項に規定する防火対象物のうち、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第三条第一号、第二号、第十三号、第十四号及び第二十四号に規定する施設（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第六条第一項に規定する者が管理するものを除き、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者が管理するものに限る。）を含むものの管理について権原を有する者は、第一項第四号の消防計画に第三条第八項各号に掲げる事項を定めなければならぬ。

7 (略)

(防火対象物の点検及び報告)

第四条の二の四 法第八条の二の二第一項の規定による点検は、一年に一回行うものとする。

2 法第八条の二の二第一項の防火対象物の管理について権原を有する者は、前項の規定により点検を行った結果を防火管理維持台帳（次の各号に掲げるものを編冊したものをいう。）に記録するとともに、これを保存しなければならない。

一 (略)

一 の二 第三条第一項、第三条の二第一項並びに法第八条の二第

四項及び法第八条の二の五第二項の届出に係る書類の写し

二 十 (略)

3 5 (略)

(防火対象物の点検基準)

第四条の二の六 法第八条の二の二第一項の総務省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 第三条第一項及び第三条の二第一項の届出がされていること。

一 の二・二 (略)

三 法第八条の二第一項に規定する高層建築物又は令第三条の三に規定する防火対象物でその管理について権原が分かれている

(防火対象物の点検及び報告)

第四条の二の四 法第八条の二の二第一項の規定による点検は、一年に一回行うものとする。

2 法第八条の二の二第一項の防火対象物の管理について権原を有する者は、前項の規定により点検を行った結果を防火管理維持台帳（次の各号に掲げるものを編冊したものをいう。）に記録するとともに、これを保存しなければならない。

一 (略)

一 の二 第三条第一項、第四条第一項並びに法第八条の二第二項

及び法第八条の二の五第二項の届出に係る書類の写し

二 十 (略)

3 5 (略)

(防火対象物の点検基準)

第四条の二の六 法第八条の二の二第一項の総務省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 第三条第一項及び第四条第一項の届出がされていること。

一 の二・二 (略)

三 法第八条の二第一項に規定する高層建築物又は令第四条の二に規定する防火対象物でその管理について権原が分かれている

もの又は法第八条の二第一項に規定する地下街でその管理について権原が分かれているもののうち消防長若しくは消防署長が指定するものにあつては、消防庁長官が定める事項が適切に行われていること。

四〇九 (略)

2 (略)

(防火対象物点検の表示)

第四条の二の七 法第八条の二の二第二項の表示は、同条第一項の防火対象物が次の各号に掲げる要件を満たしていない場合は付することができない。

一・二 (略)

2 (略)

3 法第八条の二の二第二項の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 法第八条の二の二第一項の権原を有する者の氏名

三 (略)

(防火対象物点検の特例)

もの又は法第八条の二第一項に規定する地下街でその管理について権原が分かれているもののうち消防長若しくは消防署長が指定するものにあつては、消防庁長官が定める事項が適切に行われていること。

四〇九 (略)

2 (略)

(防火対象物点検の表示)

第四条の二の七 法第八条の二の二第二項の表示は、同条第一項の防火対象物が次の各号に掲げる要件を満たしていない場合は付することができない。

一・二 (略)

2 (略)

3 法第八条の二の二第二項の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 法第八条の二の二第一項の権原を有する者の氏名(その管理について権原が分かれている防火対象物にあつては、当該防火対象物の共同防火管理協議会の代表者の氏名)

三 (略)

(防火対象物点検の特例)

第四条の二の八 法第八条の二の三第一項第三号の総務省令で定める基準は、同条第二項に規定する消防長又は消防署長の検査において、次の各号に掲げる要件を満たしていることとする。

一 四 (略)

2 法第八条の二の三第二項の規定による申請は、別記様式第一号の二の二の二の三の申請書により行うものとする。

3 5 7 (略)

(防火対象物点検の特例認定の表示)

第四条の二の九 法第八条の二の三第七項の表示は、別表第一の二に定める様式により行うものとし、防火対象物の見やすい箇所に付するものとする。

2 法第八条の二の三第七項の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 法第八条の二の三第一項の権原を有する者の氏名

三 (略)

(検定対象機械器具等の範囲から除かれるガス漏れ火災警報設備

第四条の二の八 法第八条の二の三第一項第三号の総務省令で定める基準は、同条第二項に規定する消防長又は消防署長の検査において、次の各号に掲げる要件を満たしていることとする。

一 四 (略)

2 法第八条の二の三第二項の規定による申請は、別記様式第一号の二の二の二の申請書により行うものとする。

3 5 7 (略)

(防火対象物点検の特例認定の表示)

第四条の二の九 法第八条の二の三第七項の表示は、別表第一の二に定める様式により行うものとし、防火対象物の見やすい箇所に付するものとする。

2 法第八条の二の三第七項の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 法第八条の二の三第一項の権原を有する者の氏名(その管理について権原が分かれている防火対象物にあつては、当該防火対象物の共同防火管理協議会の代表者の氏名)

三 (略)

(検定対象機械器具等の範囲から除かれるガス漏れ火災警報設備

第三十四条の四 (略)

(型式適合検定の方法)

第三十四条の五 法第二十一条の二第三項に規定する型式適合検定の方法は、立会い方式による方法とする。ただし、製造工程における検査の信頼性が確保されているものとして消防庁長官が定めるものについては、データ審査方式による方法とすることができ

る。

2 型式適合検定は、協会又は登録検定機関の指定した日時に、協会又は登録検定機関の指定した場所において行う。

(立会い方式による型式適合検定の方法)

第三十四条の六 立会い方式による型式適合検定の方法は、協会又は登録検定機関が、前条第二項の規定により指定した場所において、協会又は登録検定機関の職員の立会いの下に、日本工業規格 Z 九〇一五―一による抜取検査方式又はこれに準ずる方法として消防庁長官が認める方法(次条において「型式適合検定抜取検査方式」という。)を用いて、検定対象機械器具等のロットごとに、所要の数を抜き取り、当該検定対象機械器具等が法第二十一条の四第二項の規定に基づく型式承認を受けた型式に適合しているかどうかについて検査を行うものとする。

第三十四条の四 (略)

(データ審査方式による型式適合検定の方法)

第三十四条の七 データ審査方式による型式適合検定を受けようとする者(以下この条において「データ審査方式申請者」という。

)は、別記様式第一号の十二の申請書によりその旨を協会又は登録検定機関に申請しなければならない。

2| 協会又は登録検定機関は、前項に規定する申請に係る型式が次の各号のいずれにも該当すると認める場合には、当該型式について、データ審査方式による型式適合検定を行うものとする。

一| 当該型式が、直近の立会い方式による型式適合検定において、少なくとも十回以上連続して合格していること。

二| おおむね三ヶ月以内ごとに当該型式に係る検定対象機械器具等の型式適合検定が行われていること。

三| 当該型式に係る検定対象機械器具等を製造する工場、事業所及びこれらに類する施設において、品質を確保する管理体制が確立していること。

3| 協会又は登録検定機関は、前項の規定によりデータ審査方式による型式適合検定を行う場合には、データ審査方式申請者に対し、その旨を通知しなければならない。

4| データ審査方式による型式適合検定は、次の各号に定める手続により行うものとする。

一| データ審査方式申請者は、製造工場等において、型式適合検

定抜取検査方式を用いて、検定対象機械器具等のロットごとに、所要の数を抜き取り、当該検定対象機械器具等が法第二十一条の四第二項の規定に基づく型式承認を受けた型式に適合しているかどうかについて検査を行う。

二 データ審査方式申請者は、前号の検査の結果を、速やかに、協会又は登録検定機関に報告する。

三 協会又は登録検定機関は、前号の規定により報告された検査の結果を確認し、当該検査に係る審査結果を、速やかに、データ審査方式申請者に通知しなければならない。

(検定対象機械器具等についての試験に係る申請書並びに見本及び書類)

第三十五条 法第二十一条の三第二項の規定による検定対象機械器具等についての試験の申請は、別記様式第二号(型式承認を受けている型式と重要でない部分が異なる型式を有する検定対象機械器具等についての試験の申請にあつては、別記様式第三号)による申請書正副二通によつてしなければならない。

2・3 (略)

4 法第二十一条の三第二項の総務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 消防の用に供する機械器具については、設計図二部
- 二 明細書(消火器用消火薬剤については、成分明細書)二部

(検定対象機械器具等についての試験に係る申請書並びに見本及び書類)

第三十五条 法第二十一条の三第二項の規定による検定対象機械器具等についての試験の申請は、別記様式第二号(型式承認を受けている型式と重要でない部分が異なる型式を有する検定対象機械器具等についての試験の申請にあつては、別記様式第三号)による申請書正副二通によつてしなければならない。

2・3 (略)

4 法第二十一条の三第二項の総務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 消防の用に供する機械器具については、設計図二部
- 二 明細書(消火器用消火薬剤については、成分明細書)二部

三 工場設備概要調書（検定対象機械器具等の製造設備及び検査設備の概要を記載したもの）の一部

四 社内試験成績表一部

五 製造工程概要調書（検定対象機械器具等の製造過程の概要を記載したもの）の一部

六 検定対象機械器具等の技術上の規格に関する社内における検査体制に係る調書一部

5
(略)

(型式適合検定の申請書)

第三十九条 法第二十一条の七の規定による型式適合検定の申請は、別記様式第七号による申請書正副二通によつてしなければならない。ただし、当該申請が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて協会又は登録検定機関が定めるものをいう。）により行われる場合にあっては、この限りでない。

(検定等を行う場所の特例)

第三十九条の二 災害その他やむを得ない事由があること、見本の

三 工場設備概要調書（検定対象機械器具等の製造設備及び検査設備の概要を記載したもの）の一部

四 社内試験成績表一部

5
(略)

(個別検定の申請書及び方法)

第三十九条 法第二十一条の七の規定による個別検定の申請は、別記様式第七号による申請書正副二通によつてしなければならない。

2 検定対象機械器具等についての個別検定は、協会又は登録検定機関の指定した日時に、協会又は登録検定機関の指定した場所において行う。

(検定等を行う場所の特例)

第三十九条の二 災害その他やむを得ない事由があること、見本の

運搬が困難であること、検査設備の確保が困難であることその他特別の事情により、協会又は登録検定機関の指定した場所において試験又は型式適合検定（以下この条及び第四章の二において「検定等」という。）を行うことが困難な場合において、協会又は登録検定機関が認めるときは、第三十六条第一項及び前条第二項の規定にかかわらず、検定等の申請をした者（次項において「申請者」という。）の希望する場所において検定等を行うことができる。

2 (略)

(検査の方法等)

第四十四条 法第二十一条の十六の三第一項の規定による検査の方法は、製造又は輸入された自主表示対象機械器具等の形状、構造

、材質、成分及び性能（以下この条において「形状等」という。）

が法第二十一条の十六の四第一項の規定により届け出られた自主表示対象機械器具等の形状等及び法第二十一条の十六の三第一項の表示を付す位置を記載した設計図書（以下この条において「設計図書」という。）に適合しているかどうかについて、適切な検査設備及び検査方法により確認するものとする。

2 法第二十一条の十六の三第一項の規定により付すべき表示は、別表第四のとおりとする。

3 法第二十一条の十六の三第三項の規定により、自主表示対象機

運搬が困難であること、検査設備の確保が困難であることその他特別の事情により、協会又は登録検定機関の指定した場所において試験又は個別検定（以下この条及び第四章の二において「検定等」という。）を行うことが困難な場合において、協会又は登録検定機関が認めるときは、第三十六条第一項及び前条第二項の規定にかかわらず、検定等の申請をした者（次項において「申請者」という。）の希望する場所において検定等を行うことができる。

2 (略)

(適合の表示)

第四十四条

① 法第二十一条の十六の三第一項の規定により付すべき表示は、別表第四のとおりとする。

械器具等の製造又は輸入を業とする者が検査記録に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 自主表示対象機械器具等の種類及び型式
- 二 検査に用いた設計図書
- 三 検査の項目、内容及び判定方法
- 四 検査を行った年月日及び場所
- 五 検査に使用した設備及び測定機器
- 六 検査を実施した者の氏名
- 七 検査を行った自主表示対象機械器具等の数量
- 八 検査の結果
- 九 第一項の設計図書、検査設備又は検査方法を変更した場合は、その変更履歴
- 4 法第二十一条の十六の三第三項の規定により検査記録を保存しなければならない期間は、検査の日から五年とする。
- 5 第三項に規定する検査記録は、同項各号に掲げる事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下、この項において同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。なお、電磁的方法により同項の検査記録を保存する場合には、同項の検査記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

(自主表示対象機械器具等の製造業者等の届出)

第四十四条の二 法第二十一条の十六の四第一項の規定による届出は、型式ごとに別記様式第九号による届出書により行わなければならない。

2 法第二十一条の十六の四第一項第二号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 表示を付そうとする自主表示対象機械器具等の種類及び型式
- 二 表示を付そうとする自主表示対象機械器具等が法第二十一条の十六の三第一項に規定する総務省令で定める当該自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した書類
- 三 表示を付そうとする者が自主表示対象機械器具等の輸入を業とする者である場合においては、当該自主表示対象機械器具等の製造を業とする者の氏名又は名称及び住所又は所在地

3 (略)

(検定等の方法)

第四十四条の七 法第二十一条の四十九第二項の総務省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる業務の区分に従い、当該各号に定める方法によるものとする。

一 (略)

二 法第二十一条の四十五第二号から第四号までに掲げる業務

(自主表示対象機械器具等の製造業者等の届出)

第四十四条の二 法第二十一条の十六の四第一項の規定による届出は、別記様式第九号 による届出書により行わなければならない。

2 法第二十一条の十六の四第一項第二号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 表示を付そうとする自主表示対象機械器具等の種類及び型式
- 二 表示を付そうとする者が自主表示対象機械器具等の輸入を業とする者である場合においては、当該自主表示対象機械器具等の製造を業とする者の氏名又は名称及び住所又は所在地

3 (略)

(検定等の方法)

第四十四条の七 法第二十一条の四十九第二項の総務省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる業務の区分に従い、当該各号に定める方法によるものとする。

一 (略)

二 法第二十一条の四十五第二号から第四号までに掲げる業務

これらの規定に掲げる検定対象機械器具等の試験及び型式適合
検定を第三十四条の五から第三十四条の七まで及び第三十六条
に定める方法により行うこと。

(防災管理に係る消防計画)

第五十一条の八 防災管理者は、令第四十八条第一項の規定により
、建築物その他の工作物の位置、構造及び設備の状況並びにその
使用状況等に応じ、おおむね次に掲げる事項について、当該建築
物その他の工作物の管理について権原を有する者の指示を受けて
防災管理に係る消防計画を作成し、別記様式第一号の二の届出書
によりその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければなら
ない。防災管理に係る消防計画を変更するときも、同様とする。

一 防災管理に関する基本的な事項として次に掲げる事項

イ、ニ (略)

ホ 避難の訓練その他防災管理上必要な訓練の定期的な実施に
関すること。

へ、チ (略)

二・三 (略)

2 第三条第二項から第九項までの規定は、防災管理に係る消防計
画の作成又は変更に準用する。この場合において、第三条第二項
中「防火管理上」とあるのは「防災管理上」と、「防火対象物」
とあるのは「建築物その他の工作物」と、「勤務している者に限

これらの規定に掲げる検定対象機械器具等の試験及び個別検定
を第三十六条及び第三十九条第二項
に定める方法により行うこと。

(防災管理に係る消防計画)

第五十一条の八 防災管理者は、令第四十八条第二項の規定により
、建築物その他の工作物の位置、構造及び設備の状況並びにその
使用状況等に応じ、おおむね次に掲げる事項について、当該建築
物その他の工作物の管理について権原を有する者の指示を受けて
防災管理に係る消防計画を作成し、別記様式第十四号の届出書
によりその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければなら
ない。防災管理に係る消防計画を変更するときも、同様とする。

一 防災管理に関する基本的な事項として次に掲げる事項

イ、ニ (略)

ホ 避難の訓練その他防災管理上必要な訓練の 実施に
関すること。

へ、チ (略)

二・三 (略)

2 第三条第二項から第九項までの規定は、防災管理に係る消防計
画の作成又は変更に準用する。この場合において、第三条第二項
中「防火管理上」とあるのは「防災管理上」と
、 「勤務している者に限

る。第四条第一項第二号、第二十八条の三第四項第二号ハ及び第二十九号第二号において同じ。」とあるのは「勤務している者に限る。」と、「防火管理者」とあるのは「防災管理者」と、「業務（法第十七条の三の三の規定による消防用設備等又は特殊消防用設備等についての点検を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「業務」と、「所在地。第四条第一項第二号において同じ。」とあるのは「所在地」と、同条第三項中「防火対象物」とあるのは「建築物その他の工作物」と、「防火管理者」とあるのは「防災管理者」と

、同条第四項、第六項及び第八項中「令第一条の二第三項第一号」とあるのは「令第四十六条」と、「防火対象物」とあるのは「建築物その他の工作物」と、「防火管理者」とあるのは「防災管理者」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

(防災管理者の選任又は解任の届出)

第五十一条の九 第三条の二の規定は、法第三十六条第一項において準用する法第八条第二項の規定による防災管理者の選任又は解任の届出について準用する。

る。第二十八条の三第四項第二号ハ 及び第

二十九号第二号において同じ。」とあるのは「勤務している者に限る。」と、「防火管理者」とあるのは「防災管理者」と、「業務（法第十七条の三の三の規定による消防用設備等又は特殊消防用設備等についての点検を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「業務」と、同条第三項中「防火管理者」とあるのは

「防災管理者」と、「第一項の」とあるのは「防災管理に係る」と、同条第四項、第六項及び第八項中「令第一条の二第三項第一号」とあるのは「令第四十六条」と

、「防火管理者」とあるのは「防災管理者」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

(防災管理者の選任又は解任の届出)

第五十一条の九 第四条の規定は、法第三十六条第一項において準用する法第八条第二項の規定による防災管理者の選任又は解任の届出について準用する。この場合において、第四条第一項中「別記様式第一号の二の二」とあるのは、「別記様式第十五号」と読み替えるものとする。

(統括防災管理者の資格を有する者であるための要件)

第五十一条の十一 第三条の三の規定は、令第四十八条の二の総務省令で定める要件について準用する。この場合において、第三条の三中「防火対象物」とあるのは「建築物その他の工作物」と、「防火管理上」とあるのは「防火管理上」と読み替えるものとする。

(建築物その他の工作物の全体についての防災管理に係る消防計画)

第五十一条の十一の二 第四条の規定 は、建築物その他の工作物の全体についての防災管理に係る消防計画の作成又は変更について準用する。この場合において、第四条第一項柱書き中「統括防火管理者」とあるのは「統括防災管理者」と、「防火対象物の位置」とあるのは「建築物その他の工作物の位置」と、「防火対象物の管理」とあるのは「建築物その他の工作物の管理」と、同項第一号、第二号、第六号及び第七号中「防火対象物」とあるのは「建築物その他の工作物」と、同項第二号及び第三号中「防火管理上」とあるのは「防火管理上」と、同項第三号中「消火、通報及び避難の訓練その他防火対象物」とあるのは「避難の訓練その他建築物その他の工作物」と、同項第四号中「避難口、安全区画、防煙区画」とあるのは「避難口」と、同項第五号中「火災、地震その他の災害」とあるのは「令第四十五条に掲げる災害」と

(共同防災管理の協議をすべき事項)

第五十一条の十一 第四条の二の規定は、法第三十六条第一項において準用する法第八条の二第一項の総務省令で定める事項 について準用する。この場合において、第四条の二第一項第一号及び第二号中「共同防火管理協議会」とあるのは「共同防災管理協議会」と、同項第三号中「防火管理者」とあるのは「防火管理者」と、「防火管理上」とあるのは「防火管理上」と、同項第四号中「消火、通報、避難の訓練」とあるのは「避難の訓練」と、「防火管理上」とあるのは「防火管理上」と、同項第五号

中「避難口、安全区画、防煙区画」とあるのは「避難口」と、同項第六号中「火災、地震その他の災害」とあるのは「令第四十五条に掲げる災害」と

、「消火活動、通報連絡」とあるのは「通報連絡」と、同項第六号中「火災の際の」とあるのは「令第四十五条に掲げる災害が発生した場合における」と、同項第七号中「防火管理」とあるのは「防災管理」と、同条第二項、第四項及び第六項中「第八条の二第一項に規定する防火対象物」とあるのは「第三十六条第一項に規定する建築物その他の工作物」と、「統括防火管理者」とあるのは「統括防災管理者」と、第三項、第五項及び第七項中「第三条」とあるのは「第五十一条の八第二項において準用する第三条」と読み替えるものとする。

(統括防災管理者の選任又は解任の届出)

第五十一条の十一の三 第四条の二の規定は、法第三十六条第一項において準用する法第八条の二第四項の規定による統括防災管理者の選任又は解任の届出について準用する。

(防災管理点検及び報告)

第五十一条の十二 法第三十六条第一項の建築物その他の工作物の管理について権原を有する者は、同項において準用する法第八条の二の二第一項の規定により点検を行った結果を防災管理維持台帳(次に掲げるものを編冊したものをいう。)に記録するとともに、これを保存しなければならない。

一 (略)

、「消火活動、通報連絡」とあるのは「通報連絡」と、同項第七号中「火災の際の」とあるのは「令第四十五条に掲げる災害が発生した場合における」と、同項第八号中「共同防火管理」とあるのは「共同防災管理」と、同条第二項、第四項及び第六項中「第八条の二第一項」とあるのは「第三十六条第一項」と、第三項、第五項及び第七項中「第三条」とあるのは「第五十一条の八第二項において準用する第三条」と読み替えるものとする。

(防災管理点検及び報告)

第五十一条の十二 法第三十六条第一項の建築物その他の工作物の管理について権原を有する者は、同項において準用する法第八条の二の二第一項の規定により点検を行った結果を防災管理維持台帳(次に掲げるものを編冊したものをいう。)に記録するとともに、これを保存しなければならない。

一 (略)

二 第五十一条の八第一項、第五十一条の九において準用する第
三条の二第一項、法第三十六条第一項において準用する法第八
条の二第四項及び法第八条の二の五第二項の届出に係る書類の
写し

三〇七 (略)

二〇四 (略)

(防災管理点検の点検基準)

第五十一条の十四 法第三十六条第一項において準用する法第八
条の二第一項の総務省令で定める基準は、次に掲げるものとす
る。

一 第五十一条の八第一項の届出及び第五十一条の九において準
用する第三条の二第一項の届出がされていること。

二〇五 (略)

(防災管理点検の表示)

第五十一条の十五 第四条の二の七第一項及び第二項の規定は法第
三十六条第一項において準用する法第八条の二の二第二項の表示
について、第四条の二の七第三項の規定は法第三十六条第一項に
おいて準用する法第八条の二の二第二項の総務省令で定める事項
について準用する。この場合において、第四条の二の七第一項及

び第二項中「防火対象物」とあるのは「建築物その他の工作物」

二 第五十一条の八第一項、第五十一条の九において準用する第
四條第一項、法第三十六条第一項において準用する法第八
条の二第二項及び法第八条の二の五第二項の届出に係る書類の
写し

三〇七 (略)

二〇四 (略)

(防災管理点検の点検基準)

第五十一条の十四 法第三十六条第一項において準用する法第八
条の二第一項の総務省令で定める基準は、次に掲げるものとす
る。

一 第五十一条の八第一項の届出及び第五十一条の九において準
用する第四条第一項の届出がされていること。

二〇五 (略)

(防災管理点検の表示)

第五十一条の十五 第四条の二の七第一項及び第二項の規定は法第
三十六条第一項において準用する法第八条の二の二第二項の表示
について、第四条の二の七第三項の規定は法第三十六条第一項に
おいて準用する法第八条の二の二第二項の総務省令で定める事項
について準用する。この場合において、第四条の二の七第一項第

一号中

と、同条第一項柱書き中「同条第一項」とあるのは「法第三十六条第一項」と、同項第一号中「第四条の二の四第一項」とあるのは「第五十一条の十二第二項において準用する第四条の二の四第一項」と、同項第二号中「前条第一項に掲げる基準（同条第二項の規定が適用される場合にあつては、同条第一項第一号から第三号までに掲げる基準。次条において同じ。）」とあるのは「第五十一条の十四に掲げる基準」と、同条第二項中「別表第一」とあるのは「別表第五」と、同条第三項第二号中「法第八条の二の二第一項の権原を有する者の氏名」とあるのは「法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の二第一項の権原を有する者の氏名」と、同項第三号中「防火対象物点検資格者」とあるのは「防災管理点検資格者」と読み替えるものとする。

（防災管理点検の特例認定の表示）

第五十一条の十七 第四条の二の九第一項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第七項の表示について、第四条の二の九第二項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第七項の総務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条の二の九第一項中「別表第一の二」とあるのは「別表第六」と、「防火対象物」とあるのは「建築物その他の工作物」と、同条第二項第一号中「法第八条の二の三第四項第一号」とあるのは「法第三十六条第一項において準

「第四条の二の四第一項」とあるのは「第五十一条の十二第二項において準用する第四条の二の四第一項」と、同項第二号中「前条第一項に掲げる基準（同条第二項の規定が適用される場合にあつては、同条第一項第一号から第三号までに掲げる基準。次条において同じ。）」とあるのは「第五十一条の十四に掲げる基準」と、同条第二項中「別表第一」とあるのは「別表第五」と、同条第三項第二号中「共同防火管理協議会」とあるのは「共同防災管理協議会」と

、同項第三号中「防火対象物点検資格者」とあるのは「防災管理点検資格者」と読み替えるものとする。

（防災管理点検の特例認定の表示）

第五十一条の十七 第四条の二の九第一項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第七項の表示について、第四条の二の九第二項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第七項の総務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条の二の九第一項中「別表第一の二」とあるのは「別表第六」と、同条第二項第二号中「共同防火管理協議会」とあるのは「共同防災管理協議会」と

用する法第八条の二の三第四項第一号」と、同項第二号中「法第八条の二の三第一項の権原を有する者の氏名」とあるのは「法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第一項の権原を有する者の氏名」と読み替えるものとする。

(防火対象物点検及び防災管理点検の表示)

第五十一条の十八 法第三十六条第四項の表示は、同条第一項の建築物その他の工作物のうち法第八条の二の二第一項の防火対象物であるものが次に掲げる要件を満たしていない場合は付することができない。

一 四 (略)

2 法第三十六条第四項の表示は、別表第七に定める様式により行うものとし、建築物その他の工作物の見やすい箇所に付するものとする。

3 法第三十六条第四項の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の二第一項の権原を有する者の氏名

読み替えるものとする。

(防火対象物点検及び防災管理点検の表示)

第五十一条の十八 法第三十六条第三項の表示は、同条第一項の建築物その他の工作物のうち法第八条の二の二第一項の防火対象物であるものが次に掲げる要件を満たしていない場合は付することができない。

一 四 (略)

2 法第三十六条第三項の表示は、別表第七に定める様式により行うものとし、建築物その他の工作物の見やすい箇所に付するものとする。

3 法第三十六条第三項の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の二第一項の権原を有する者の氏名(その管理について権原が分かれている建築物その他の工作物にあつては、当該建築物その他の工作物の共同防火管理協議会の代表者及び共同防災管理協議会の代表者の氏名)

三 (略)

(防火対象物点検の特例認定及び防災管理点検の特例認定の表示)

第五十一条の十九 法第三十六条第五項の表示は、別表第八に定める様式により行うものとし、建築物その他の工作物の見やすい箇所

2 法第三十六条第五項の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第一項の権原を有する者の氏名

三 (略)

三 (略)

(防火対象物点検の特例認定及び防災管理点検の特例認定の表示)

第五十一条の十九 法第三十六条第四項の表示は、別表第八に定める様式により行うものとし、建築物その他の工作物の見やすい箇所

2 法第三十六条第四項の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第一項の権原を有する者の氏名(その管理について権原が分かれて

いる建築物その他の工作物にあつては、当該建築物その他の工作物の共同防火管理協議会の代表者及び共同防火管理協議会の代表者の氏名)

三 (略)

別記様式第 1 号の 2 (第 3 条、第 51 条の 8 関係)

別記様式第 1 号の 2 (第 3 条、第 51 条の 8 関係)

消防計画作成(変更)届出書

消防長(消防番長)(市町村長)殿		年	月	日
防火 管理者				
防災 住 所				
氏 名		①		
管理権原者 住 所				
氏 名		② (法人の場合は、名称及び代表者氏名)		
別添のとおり、防火 防災 管理に係る消防計画を作成(変更)したので届け出ます。				
防火対象物 又は 建築物その他の工作物	の所在地			
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の名称)	の名称			
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の用途)	の用途	合別添着上 ()項		
その他の必要な事項 (変更の場合は、主要な変更事項)				
※ 受 付 欄		※ 届 過 欄		

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 「防火 防災」の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。
- ※印の欄は記入しないこと。

別記様式第 1 号の 2 (第 3 条、)

別記様式第 1 号の 2 (第 3 条、) 関係)

消防計画作成(変更)届出書

消防長(消防番長)(市町村長)殿		年	月	日
防火 管理者				
住 所				
氏 名		①		
管理権原者 住 所				
氏 名		② (法人の場合は、名称及び代表者氏名)		
別添のとおり、消防計画を作成(変更)したので届け出ます。				
防火対象物 の所在地				
防火対象物 の名称				
防火対象物の用途 その他の必要な事項 (変更の場合は、主要な変更事項)				
※ 受 付 欄		※ 届 過 欄		

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- ※印の欄は記入しないこと。

別記様式第1号の2の2の2（第4条、第51条の11の2関係）

（略）

別記様式第1号の2の2の2の2（第4条の2、第51条の11の3関係）

（略）

（略）

別記様式第1号の2の2の2の3（第4条の2の8関係）

（略）

別記様式第1号の11（第34条の2の3関係）

（略）

別記様式第1号の12（第34条の7関係）

（略）

別記様式第2号（第34条の2の3関係）

（略）

記様式第1号の2の2の2（第4条の2の8関係）

（略）

別記様式第1号の11（第34条の2の3関係）

（略）

別記様式第2号（第34条の2の3関係）

（略）

別記様式第7号（第39条関係）

別記様式第7号（第39条関係）

型式適合検査申請書				
日本消防検定協会 (登録検定機関)		年 月 日		
申請者 住所 氏名 電話番号				
[法人の場合は、名称及び代表者氏名] ⑩				
下記について、型式適合検査を申請します。				
記				
種別	型式	型式番号		
申請数量	受検物 製造番号	No. ~No.		
受検希望年月日				
受検希望場所				
型式適合検査方式				
手数料	単価	円 合計	円	
備考				

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第7号（第39条関係）

別記様式第7号（第39条関係）

個別検査申請書				
日本消防検定協会 (登録検定機関)		年 月 日		
申請者 住所 氏名 電話番号				
[法人の場合は、名称及び代表者氏名] ⑩				
下記について、個別検査を申請します。				
記				
種別	型式	型式番号		
申請数量	受検物 製造番号	No. ~No.		
受検希望年月日				
受検希望場所				
手数料	単価	円 合計	円	
備考				

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第14号（第51条の8関係）

（望）

別記様式第15号（第51条の9関係）

（望）

○ 日本消防検定協会の業務方法書に記載すべき事項を定める省令（昭和三十八年自治省令第二十七号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>消防法（昭和二十三年法律第八十六号。以下「法」という。）第二十一条の三十七第二項に規定する業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 検定対象機械器具等の型式適合検定に関すること。</p> <p>三 五 （略）</p> <p>六 依頼に応じ、消防の用に供する機械器具等に関する評価に関すること。</p> <p>七 （略）</p>	<p>消防法（昭和二十三年法律第八十六号。以下「法」という。）第二十一条の三十七第二項に規定する業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 検定対象機械器具等の個別検定 に関すること。</p> <p>三 五 （略）</p> <p>六 消防の用に供する機械器具等の鑑定 に関すること。</p> <p>七 （略）</p>

改正案	現行
<p>（事業計画）</p> <p>第二条 消防法（昭和二十三年法律第八十六号。以下「法」という。）第二十一条の三十九の事業計画には、次の事項に関する計画を掲げなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 検定対象機械器具等の型式適合検定</p> <p>三・四 （略）</p> <p>五 依頼に応じ、消防の用に供する機械器具等に関する評価</p> <p>六 （略）</p>	<p>（事業計画）</p> <p>第二条 消防法（昭和二十三年法律第八十六号。以下「法」という。）第二十一条の三十九の事業計画には、次の事項に関する計画を掲げなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 検定対象機械器具等の個別検定</p> <p>三・四 （略）</p> <p>五 消防の用に供する機械器具等の鑑定</p> <p>六 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（消防研究センターの所掌事務）</p> <p>第三百三十二条 消防研究センターは、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（三）（略）</p> <p>四 消防法第二十一条の十一第一項の規定により同法第二十一条の二第一項に規定する検定対象機械器具等についての試験又は同条第三項に規定する型式適合検定を行うこと。</p> <p>五（略）</p> <p>（技術研究部の所掌事務）</p> <p>第三百三十七条 技術研究部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 消防法第二十一条の十一第一項の規定により同法第二十一条の二第一項に規定する検定対象機械器具等についての試験又は同条第三項に規定する型式適合検定を行うこと。</p> <p>三（略）</p>	<p>（消防研究センターの所掌事務）</p> <p>第三百三十二条 消防研究センターは、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（三）（略）</p> <p>四 消防法第二十一条の十一第一項の規定により同法第二十一条の二第一項に規定する検定対象機械器具等についての試験又は同条第三項に規定する個別検定を行うこと。</p> <p>五（略）</p> <p>（技術研究部の所掌事務）</p> <p>第三百三十七条 技術研究部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 消防法第二十一条の十一第一項の規定により同法第二十一条の二第一項に規定する検定対象機械器具等についての試験又は同条第三項に規定する個別検定を行うこと。</p> <p>三（略）</p>

○ 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）（第五条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第三条関係）			
法令名 （略）	消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）	法令名 （略）	消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）
条項	<p>第一条の四第二項、第十二項及び第二十項（同条第二項については、第四条の二の五第二項、第四条の六第四項、第三十一条の五第四項、第三十一条の七第二項及び第四十四条の四第二項において準用する場合を含む、第一条の四第十二項及び第二十項については、第四条の二の五第二項、第四条の六第四項、第三十一条の五第四項及び第三十一条の七第二項において準用する場合を含む。）</p> <p>第三条第一項、第四条、第四条の二の四第三項（第五十一条の第十二項で準用する場合を含む。）</p> <p>第四条の二の八第七項（第五十一条の十六第二項で準用する場合を含む。）</p> <p>、第四条の四第二項、第三十一条の三第一項及び第五項、第三十一条の六第三項及び第四項、第三十三条の七、第三十三条の十三第一項、第三十</p>	条項	<p>第一条の四第二項、第十二項及び第二十項（同条第二項については、第四条の二の五第二項、第四条の六第四項、第三十一条の五第四項、第三十一条の七第二項及び第四十四条の四第二項において準用する場合を含む、第一条の四第十二項及び第二十項については、第四条の二の五第二項、第四条の六第四項、第三十一条の五第四項及び第三十一条の七第二項において準用する場合を含む。）</p> <p>、第三条第一項、第四条、第四条の二の四第三項、第四条の二の八第七項</p> <p>、第四条の四第二項、第三十一条の三第一項及び第五項、第三十一条の六第三項及び第四項、第三十三条の七、第三十三条の十三第一項、第三十</p>

(略)	
(略)	<p>三条の十五、第三十三條の十六、第三十三條の十八、第三十四條の二の二、第三十四條の二の三、第三十八條、第三十九條第一項、第四十一條第一項及び第二項（同條第二項については、第四十四條の三第二項において準用する場合を含む。）、第四十四條の二第一項及び第三項、第四十四條の三第一項、第四十四條の四第一項、第四十四條の六、第四十四條の九（同條第二項については、第四十四條の十第二項において準用する場合を含む。）、第四十四條の十第一項、第四十四條の十二、第五十一條の八第一項並びに第五十一條の九</p>
(略)	
(略)	<p>三条の十五、第三十三條の十六、第三十三條の十八、第三十四條の二の二、第三十四條の二の三、第三十八條、第三十九條第一項、第四十一條第一項及び第二項（同條第二項については、第四十四條の三第二項において準用する場合を含む。）、第四十四條の二第一項及び第三項、第四十四條の三第一項、第四十四條の四第一項、第四十四條の六、第四十四條の九（同條第二項については、第四十四條の十第二項において準用する場合を含む。）、第四十四條の十第一項並びに第四十四條の十二</p>

○ 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）（第六条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第三条関係）			
法令名 （略）	消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）	法令名 （略）	消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）
条項	<p>第一条の四第二項、第十二項及び第二十項（同条第二項については、第四条の二の五第二項、第四条の六第四項、第三十一条の五第四項、第三十一条の七第二項及び第四十四条の四第二項において準用する場合を含む）、第一条の四第十二項及び第二十項については、第四条の二の五第二項、第四条の六第四項、第三十一条の五第四項及び第三十一条の七第二項において準用する場合を含む。）</p> <p>、第三十一条の七第二項、第三十一条の七第二項において準用する場合を含む。）</p> <p>、第三条第一項、第四条、第四条の二の四第三項（第五十一条の十二第二項で準用する場合を含む。）</p> <p>、第四条の二の八第七項（第五十一条の十六第二項で準用する場合を含む。）</p> <p>、第四条の四第二項、第三十一条の三第一項及び第五項、第三十一条の六第三項及び第四項、第三十三条の七、第三十三条の十三第一項、第三十</p>	条項	<p>第一条の四第二項、第十二項及び第二十項（同条第二項については、第四条の二の五第二項、第四条の六第四項、第三十一条の五第四項、第三十一条の七第二項及び第四十四条の四第二項において準用する場合を含む）、第一条の四第十二項及び第二十項については、第四条の二の五第二項、第四条の六第四項、第三十一条の五第四項及び第三十一条の七第二項において準用する場合を含む。）</p> <p>、第三十一条の七第二項、第三十一条の七第二項において準用する場合を含む。）</p> <p>、第三条第一項、第四条、第四条の二の四第三項（第五十一条の十二第二項で準用する場合を含む。）</p> <p>、第四条の二の八第七項（第五十一条の十六第二項で準用する場合を含む。）</p> <p>、第四条の四第二項、第三十一条の三第一項及び第五項、第三十一条の六第三項及び第四項、第三十三条の七、第三十三条の十三第一項、第三十</p>

(略)	
(略)	<p> 三条の十五、第三十三條の十六、第三十三條の十八、第三十四條の二の二、第三十四條の二の三、第三十四條の七、第三十八條、第三十九條、第四十一條第一項及び第二項（同條第二項については、第四十四條の三第二項において準用する場合を含む。）、第四十四條の二第一項及び第三項、第四十四條の三第一項、第四十四條の四第一項、第四十四條の六、第四十四條の九（同條第二項については、第四十四條の十第二項において準用する場合を含む。）、第四十四條の十第一項、第四十四條の十二、第五十一條の八第一項並びに第五十一條の九 </p>
(略)	
(略)	<p> 三条の十五、第三十三條の十六、第三十三條の十八、第三十四條の二の二、第三十四條の二の三、第三十八條、第三十九條第一項、第四十一條第一項及び第二項（同條第二項については、第四十四條の三第二項において準用する場合を含む。）、第四十四條の二第一項及び第三項、第四十四條の三第一項、第四十四條の四第一項、第四十四條の六、第四十四條の九（同條第二項については、第四十四條の十第二項において準用する場合を含む。）、第四十四條の十第一項、第四十四條の十二、第五十一條の八第一項並びに第五十一條の九 </p>

○ 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）（第七条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第三条関係）			
法令名 （略）	消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）	法令名 （略）	消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）
条項	<p>第一条の四第二項、第十二項及び第二十項（同条第二項については、第四条の二の五第二項、第四条の六第四項、第三十一条の五第四項、第三十一条の七第二項及び第四十四条の四第二項において準用する場合を含む、第一条の四第十二項及び第二十項については、第四条の二の五第二項、第四条の六第四項、第三十一条の五第四項及び第三十一条の七第二項において準用する場合を含む。）</p> <p>第三条の二、第四条第一項、第四条の二、第四条の二の四第三項（第五十一条の十二第二項で準用する場合を含む。）、第四条の二の八第七項（第五十一条の十六第二項で準用する場合を含む。）、第四条の四第二項、第三十一条の三第一項及び第五項、第三十一条の六第三項及び第四項、第三十三条の七、</p>	条項	<p>第一条の四第二項、第十二項及び第二十項（同条第二項については、第四条の二の五第二項、第四条の六第四項、第三十一条の五第四項、第三十一条の七第二項及び第四十四条の四第二項において準用する場合を含む、第一条の四第十二項及び第二十項については、第四条の二の五第二項、第四条の六第四項、第三十一条の五第四項及び第三十一条の七第二項において準用する場合を含む。）、<u>第三条第一項、第四条</u></p> <p>二の四第三項（第五十一条の十二第二項で準用する場合を含む。）、<u>第四条の二の八第七項（第五十一条の十六第二項で準用する場合を含む。）、</u>第四条の四第二項、第三十一条の三第一項及び第五項、第三十一条の六第三項及び第四項、第三十三条の七、</p>

(略)	
(略)	<p>第三十三條の十三第一項、第三十三條の十五、第三十三條の十六、第三十三條の十八、第三十四條の二の二、第三十四條の二の三、第三十四條の七、第三十八條、第三十九條、第四十一條第一項及び第二項（同條第二項については、第四十四條の三第二項において準用する場合を含む。）、第四十四條の二第一項及び第三項、第四十四條の三第一項、第四十四條の四第一項、第四十四條の六、第四十四條の九（同條第二項については、第四十四條の十第二項において準用する場合を含む。）、第四十四條の十第一項、第四十四條の十二、第五十一條の八第一項、第五十一條の九、第五十一條の十一の二並びに第五十一條の十一の三</p>

(略)	
(略)	<p>第三十三條の十三第一項、第三十三條の十五、第三十三條の十六、第三十三條の十八、第三十四條の二の二、第三十四條の二の三、第三十四條の七、第三十八條、第三十九條、第四十一條第一項及び第二項（同條第二項については、第四十四條の三第二項において準用する場合を含む。）、第四十四條の二第一項及び第三項、第四十四條の三第一項、第四十四條の四第一項、第四十四條の六、第四十四條の九（同條第二項については、第四十四條の十第二項において準用する場合を含む。）、第四十四條の十第一項、第四十四條の十二、第五十一條の八第一項並びに第五十一條の九</p>

○消防庁告示第十二号

消防法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第三十八号）、消防法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第二百六十二号）並びに消防法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十四年総務省令第九十一号）の施行に伴い、並びに消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の規定に基づき、消防法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

平成二十四年十月十九日

消防庁長官 岡崎 浩巳

（消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づき、防火対象物の点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部改正）

第一条 消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づき、防火対象物の点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成十四年消防庁告示第八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二（その3）を次のように改める。

点検項目		点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
		判 定	不 備 内 容	
届 出	統括防火管理者選任 (解 任)	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		
	全 体 に つ い て の 消 防 計 画 作 成 (変 更)	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		

点検項目		点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
		判 定	不 備 内 容	
避 難 上 必 要 な 施 設 及 び 防 火 戸 の 管 理	<input type="checkbox"/> 適			
	<input type="checkbox"/> 否			
防 炎 物 品 の 表 示	<input type="checkbox"/> 適			
	<input type="checkbox"/> 否			
圧縮アセチレンガス等の 貯蔵又は取扱いの届出	<input type="checkbox"/> 適			
	<input type="checkbox"/> 否			

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 - 2 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
 - 3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
 - 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

（消防法施行規則第四条の二の六第一項第二号、第三号及び第七号の規定に基づき、防火対象物の点検基準に係る事項等を定める件の一部改正）

第二条 消防法施行規則第四条の二の六第一項第二号、第三号及び第七号の規定に基づき、防火対象物の点検基準に係る事項等を定める件（平成十四年消防庁告示第十二号）の一部を次のように改正する。

第二中「消防法（昭和二十三年法律第八十六号。以下「法」という。）第八条の二第一項の規定による同項の事項の作成及び同条第二項の規定による当該事項」を「規則第四条第一項及び第四条の二第一項」に改め、第三第二十二号中「法」を「消防法（昭和二十三年法律第八十六号。以下「法」という。）」に改める。

（消防法施行規則第五十一条の十二第二項の規定において準用する同規則第四条の二の四第三項の規定に基づき、防災管理の点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部改正）

第三条 消防法施行規則第五十一条の十二第二項の規定において準用する同規則第四条の二の四第三項の規定に基づき、防災管理の点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成二十年消防庁告示第十九号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二（その3）を次のように改める。

(その3)

点 検 項 目		点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
		判 定	不 備 内 容	
届	統括防災管理者選任 (解 任)	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		
出	全体についての 消 防 計 画 作 成 (変 更)	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		

点 検 項 目		点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
		判 定	不 備 内 容	
避 難 上 必 要 な 施 設 及 び 防 火 戸 の 管 理		<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
- 3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
- 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

(消防法施行規則第五十一条の十四第三号及び第四号の規定に基づき、防災管理対象物の点検基準に係る事項等を定める件の一部改正)

第四条 消防法施行規則第五十一条の十四第三号及び第四号の規定に基づき、防災管理対象物の点検基準に係る事項等を定める件(平成二十年消防庁告示第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二中「消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第三十六条第一項において準用する同法第八条の第二項の規定による同項の事項の作成及び同条第二項の規定による当該事項」を「規則第五十一条の十一において準用する第四条第一項及び第五十一条の十一の三において準用する第四条の二第一項」に改める。

附 則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

消防法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係告示の整理に関する告示 新旧対照表

目次

○ 消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づき、防火対象物の点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成十四年消防庁告示第八号）（第一条関係）	1
○ 消防法施行規則第四条の二の六第一項第二号、第三号及び第七号の規定に基づき、防火対象物の点検基準に係る事項等を定める件（平成十四年消防庁告示第十二号）（第二条関係）	4
○ 消防法施行規則第五十一条の十二第二項の規定において準用する同規則第四条の二の四第三項の規定に基づき、防災管理の点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成二十年消防庁告示第十九号）（第三条関係）	6
○ 消防法施行規則第五十一条の十四第三号及び第四号の規定に基づき、防災管理対象物の点検基準に係る事項等を定める件（平成二十年消防庁告示第二十二号）（第四条関係）	9

○ 消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づき、防火対象物の点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成十四年消防庁告示第八号）（第一条関係）
 （傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>別記様式第2 (その1) (略) (その2) (略)</p>	<p>別記様式第2 (その1) (略) (その2) (略)</p>

(その3)

点検項目	点検結果		状況及び措置内容
	判定	不備内容	
届出	経路防火管理章	<input type="checkbox"/> 通	
	運任（配任）	<input type="checkbox"/> 否	
	全体についての消防計画作成（変更）	<input type="checkbox"/> 通	
		<input type="checkbox"/> 否	

(その3)

点検項目	点検結果		状況及び措置内容
	判定	不備内容	
避難上必要な施設及び防火戸の管理	<input type="checkbox"/> 通		
防火物品の表示	<input type="checkbox"/> 通		
圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出	<input type="checkbox"/> 通		
		<input type="checkbox"/> 否	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 判定の欄は、適正な場合は「通」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
 - 3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び名称の照合した内容を記入すること。
 - 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

(その3)

点検項目	点検結果		状況及び措置内容
	判定	不備内容	
経路防火管理章	経	<input type="checkbox"/> 通	
	路	<input type="checkbox"/> 否	
	章	<input type="checkbox"/> 通	
		<input type="checkbox"/> 否	

(その3)

点検項目	点検結果		状況及び措置内容
	判定	不備内容	
避難上必要な施設及び防火戸の管理	<input type="checkbox"/> 通		
防火物品の表示	<input type="checkbox"/> 通		
圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出	<input type="checkbox"/> 通		
		<input type="checkbox"/> 否	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 判定の欄は、適正な場合は「通」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
 - 3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び名称の照合した内容を記入すること。
 - 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

(その4)	(略)	(その4)	(略)
(その5)	(略)	(その5)	(略)

○ 消防法施行規則第四条の二の六第一項第二号、第三号及び第七号の規定に基づき、防火対象物の点検基準に係る事項等を定める件（平成十四年消防庁告示第十二号）（第二条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二 その管理について権原が分かれている防火対象物において適切に行われていることとされる事項</p> <p>規則第四条の二の六第一項第三号の事項は、規則第四条第一項及び第四条の二第一項</p> <p>の届出とする。</p> <p>第三 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に係る事項</p> <p>規則第四条の二の六第一項第七号の規定により、消防用設備等又は特殊消防用設備等が、次に定めるところにより設置されていなければならないものとする。</p> <p>一 二十一年（略）</p> <p>二十二 前各号の規定にかかわらず、消防法（昭和二十三年法律第八十六号。以下「法」という。）第十七条第三項に規定する特殊消防用設備等にあつては、同項に規定する設備等設置維持計画に従つて設置されていること。</p> <p>二十三・二十四（略）</p>	<p>第二 その管理について権原が分かれている防火対象物において適切に行われていることとされる事項</p> <p>規則第四条の二の六第一項第三号の事項は、消防法（昭和二十三年法律第八十六号。以下「法」という。）第八条の二第一項の規定による同項の事項の作成及び同条第二項の規定による当該事項の届出とする。</p> <p>第三 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に係る事項</p> <p>規則第四条の二の六第一項第七号の規定により、消防用設備等又は特殊消防用設備等が、次に定めるところにより設置されていなければならないものとする。</p> <p>一 二十一年（略）</p> <p>二十二 前各号の規定にかかわらず、法第十七条第三項に規定する特殊消防用設備等にあつては、同項に規定する設備等設置維持計画に従つて設置されていること。</p> <p>二十三・二十四（略）</p>



○ 消防法施行規則第五十一条の十二第二項の規定において準用する同規則第四条の二の四第三項の規定に基づき、防災管理の点検の結果に
 ついての報告書の様式を定める件（平成二十年消防庁告示第十九号）（第三条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別記様式第2</p> <p>(その1) (略)</p> <p>(その2) (略)</p>	<p>別記様式第2</p> <p>(その1) (略)</p> <p>(その2) (略)</p>

(その3)

(その3)

点検項目	点検結果		状況及び措置内容
	判定	不備内容	
出 発 階 層 出 発 階 層 出 発 階 層	避難防火管理責任者 選任(報告)	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
	全体についての 消防社監 査(報告)	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
	避難上必要な施設 及び防火戸の管理	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	

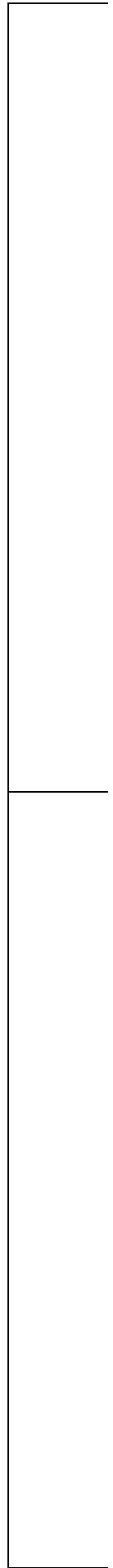
備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。こと。
 2 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にシ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にシ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
 3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の所措置した内容を記入すること。
 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

(その3)

(その3)

点検項目	点検結果		状況及び措置内容
	判定	不備内容	
出 発 階 層 出 発 階 層	共同防火管理責任者 選任(報告)	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
	全体についての 消防社監 査(報告)	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
	避難上必要な施設 及び防火戸の管理	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。こと。
 2 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にシ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にシ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
 3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の所措置した内容を記入すること。
 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。



○ 消防法施行規則第五十一条の十四第三号及び第四号の規定に基づき、防災管理対象物の点検基準に係る事項等を定める件（平成二十年消防庁告示第二十二号）（第四条関係）
（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>第二 その管理について権原が分かれている建築物その他の工作物において適切に行われていることとされる事項</p> <p>規則第五十一条の十四第四号の事項は、規則第五十一条の十一の二において準用する第四条第一項及び第五十一条の十一の三において準用する第四条の二第一項</p> <p>の届出とする。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>第二 その管理について権原が分かれている建築物その他の工作物において適切に行われていることとされる事項</p> <p>規則第五十一条の十四第四号の事項は、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十六条第一項において準用する同法第八條の二第一項の規定による同項の事項の作成及び同条第二項の規定による当該事項の届出とする。</p>